

水産政策審議会企画部会
第63回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第63回 企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成28年9月16日（金）午前10時00分

閉会 平成28年9月16日（金）午後0時48分

2. 出席委員

（委員）佐藤 安紀子 長瀬 一己 馬場 治 浜田 峰子
東村 玲子 平野 澄子 細川 良範 水越 和幸

（特別委員）久賀 みず保 菅原 幸洋 関 いずみ 千葉 康則
中田 薫 米山 秀樹

3. その他出席者

（水産庁）長谷水産庁次長 大杉漁政部長 浅川資源管理部長 保科増殖推進部長
高吉漁港漁場整備部長 中企画課長 藤田管理課長 黒萩漁業調整課長
伊佐栽培養殖課長 岡計画課長 坂本防災漁村課長
大久保水産業体質強化推進室長 斎藤沿岸・遊漁室長
中奥内水面漁業振興室長 江口消費・安全局水産安全室長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第63回企画部会
議事次第

日 時：平成28年9月16日（金）10:00～12:48

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 平成28年度水産白書の作成方針等について
- (2) 活力ある漁業・養殖業の確立
- (3) その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	平成28年度水産白書の作成方針等について	2
3	活力ある漁業・養殖業の確立	9
4	閉 会	45

○企画課長 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第63回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たり、長谷水産庁次長より御挨拶申し上げます。

○水産庁次長 皆さん、おはようございます。まず最初に、台風10号を初め一連の台風、大雨で被災された被災者の方々にお見舞いを申し上げたいと思いますし、今復旧に取り組んでいる関係者の皆様にもお見舞いを申し上げたいと思います。

各地ですけれども大量の流木が出てきて、その処理に困っていたりとか、北海道の噴火湾ではホタテ養殖に大きな被害が出ていると言われておりますし、岩手などではサケ・マスのまさにこれからの時期というときにふ化場がやられたと。特に東日本大震災で大きな被害があった地域が、また今回の災害でやられているということでもあります。

胸が痛む思いがしますが、今回の台風を見ていると発生から、成長から、その経路から、今までのパターンと違う台風でありましたし、報道をされておりますけれども、これから地球温暖化が進むと台風の大きさも大きくなっていくということが予想されるということで、我々が今、検討している水産基本計画は10年後を見通して検討するわけですが、そういう日本の置かれている条件と言いましょか、この10年を見通したそういうことも念頭に置きつつ、検討しなければいけないだろうなということを今回思ったわけでございます。

本日もお忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。本日は平成28年度の水産白書の作成方針等につきまして、それから水産基本計画の見直しに向けて、今日は活力ある漁業・養殖業の確立について、御審議をいただきたいというふうに存じております。

まず、白書の方ですけれども、作成方針とスケジュールに関しまして、後ほど事務局から詳しく提案させていただきますけれども、昨今の太平洋クロマグロですとか、サンマ、サバなどの漁業の状況を踏まえまして、国際的な資源管理にスポットを当てていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、基本計画の方ですが、活力ある漁業・養殖業の確立に向けまして、漁船漁業につきましては、資源変動に対応した操業体制の導入などによる収益性の高い漁業を、養殖業につきましても、魚種の多様化などによる収益性の高い養殖業を目指すことによりまして、経営の体質強化ひいては漁村地域の活性化を目指しているところでございます。

このため、沿岸漁業、沖合、遠洋漁業の現況や課題を踏まえた今後の方向性につきまして、皆様から御意見をいただくとともに、近年問題となっております漁業と親水性レクリエーションについての協調したルールづくりですとか、内水面漁業・養殖業の振興についても、あわせて御審議いた

だきたいというふうに存じております。

限られた時間ではありますけれども、忌憚のない御意見を賜りたいと存じております。本日もよろしく申し上げます。

○企画課長 それでは引き続きまして、事務局より委員の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第8条1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員11名中8名の皆様に御出席をいただいております、定足数を満たしておりますことを報告いたします。また、特別委員は11名中6名の方が御出席されております。

続きまして、当審議会の議事の取り扱いについて御説明いたします。水産政策審議会議事規則第6条によりまして、会議は公開とされており傍聴者もお見えになっております。また、同規則9条2項によりまして、議事録は縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様に議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御理解のほどお願いいたします。

それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。皆様のお手元の茶封筒の中に資料が入っておりますが、1つが資料1「平成28年度水産白書の作成方針・スケジュールについて」でございます。資料2が「活力ある漁業・養殖業の確立」、少し分厚い資料でございます。また、資料3-1、3-2といたしまして、大森委員の御意見、遠藤特別委員の御意見となっております。足りないものはございませんでしょうか。

また、いつものとおり委員、特別委員の皆様のお席には、御参考資料といたしまして、前回までの企画部会の資料のファイルを、木目調のドッチファイルにとじた形で置かせていただきますので、御参照いただくようお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は馬場部会長にお願いしたいと存じます。

○馬場部会長 部会長の馬場です。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議題は、平成28年度水産白書の作成方針等について、及び次期水産基本計画に関する活力ある漁業・養殖業の確立となっております。本日の企画部会は12時30分までの予定となっておりますので、議事進行への御協力をよろしく申し上げます。

それではまず、平成28年度水産白書の作成方針等について、事務局より御説明をお願いします。

○漁政部長 おはようございます。漁政部長の大杉でございます。着席で説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に資料1という、平成28年度水産白書の作成方針・スケジュールについてというペーパーがございますので御覧ください。

まず、位置付けでございますが、水産基本法第10条に基づきまして、政府は毎年閣議決定の上、国会に提出することとされております。内容としては、1つに平成28年度水産の動向、2つに平成28年度に講じた水産施策、3つに平成29年度に講じようとする水産施策という3部で構成されます。

2番目、作成方針でございますが、まず平成28年度水産の動向についてでございます。国民に対して水産をめぐる動向について、情報提供する重要なツールでございますので、各年の最新の動きを適切に反映させるということで、まずわかりやすくを旨とし、写真、図表、用語解説を多く用いる、簡潔で平易な記述とするということで作成していきたいというふうに考えております。

例年どおり、水産施策上、重要な特定のテーマについて掘り下げた分析を行う特集を設け、これを第I章としたいと考えております。そして、それ以外の我が国の漁業をめぐる一般的な情勢を分析する一般動向編を第II章としたいと考えております。

水産に関する最新の動きについては、本文、つまり特集と一般動向編の両方にコラム等の形で記述をしたいというふうに思います。

第I章の特集でございますが、今回は、近年、太平洋クロマグロ、サンマ、サバをはじめとする我が国周辺水域の資源について、WCPFCとかNPFCとか地域漁業管理機関の国際的な枠組みに基づく管理に注目が集まっておりますので、我が国の資源管理上も重要な課題の一つになっているわけでございます。

今回の水産白書では、世界とつながる我が国の漁業と銘打ちまして、サブタイトルとして国際的な資源の持続的な利用を考える、こういうテーマにいたしまして、世界の漁業や国際的な管理の枠組み、また我が国の漁業との関わり等について分析をして、責任ある漁業国として国際的な水産資源の持続的な利用を確保するための方向性について、考察をしていきたいというふうに考えております。

第II章、一般動向編でございますが、資料としての継続性の確保の観点がございますので、平成27年度水産白書の内容を基本としながら各事項を精査しまして、平成28年度の漁業をめぐる状況に応じたものにしていきたいというふうに考えております。

序説を設けたいと思います。といいますのは、来年に新しい水産基本計画が策定されるという状況でございますので、次期基本計画の概要について記述をしたいと考えております。

それから、前回の平成27年度水産白書は、漁村を第I章の特集で取り扱ったわけでございます。したがって、平成28年度、今回の水産白書におきましては、漁村に関する節を従来どおり復活をさせて第4節としたいと考えております。今回の特集と重複することになると考えられる水産業をめぐる国際情勢、これは前回は第4節でございましたけれども、これを外すこととしたいと考え

ております。

したがいまして、構成の案といたしましては、第1節に漁業資源及び漁場環境をめぐる動き、第2節に我が国水産業をめぐる動き、第3節に水産物の消費・需給をめぐる動き、そして第5節に東日本大震災からの復興に向けた動きという形にしたいと考えております。

記述はございませんが、平成28年度に講じた水産施策、これは現行の基本計画の項目立てに従って整理をしたいと思っております。内容的には基本的に前回の水産白書の平成28年度に講じようとする水産施策のものとなるというふうに考えております。

(2) 平成29年度に講じようとする水産施策ですけれども、これは先ほども御紹介しましたように水産基本計画が新しくなりますので、それを踏まえて項目立てを考えたいというふうに考えております。

昨年同様、5月中下旬の閣議決定を目指して作業を進めたいと思っております、食料・農業・農村白書、森林・林業白書、食育白書と並行して作業を進めたいと考えております。

3ページの表を御覧ください。左に平成28年度水産の動向、それから右に平成29年度に講じようとする水産施策となっておりますが、平成28年度に講じた施策は基本的に右側でございます。本日、こういった形で特集のテーマ、それから作成方針、作業スケジュールについて御提案をさせていただいておりますが、11月中旬には平成28年度水産の動向について、骨子案の御審議をいただきたいと思っておりますし、年明け2月中旬にはその1次案の御審議、また平成29年度に講じようとする水産施策、それから平成28年度に講じた水産施策の骨子案の御審議をいただきたいというふうに考えております。

そして4月上旬ですが、平成28年度水産の動向についての2次案の御審議、また、平成29年度に講じようとする水産施策については諮問という形で御審議をいただきたいと思っておりますし、あわせて28年度に講じた水産施策についても御審議をお願いしたいというふうに考えております。

5月中下旬、先ほど御紹介しましたように、閣議決定、国会提出、公表という段取りを考えております。

もう1枚おめくりください。28年度水産の動向の第I章特集の構成でございますが、第1節として世界の漁業の状況について記述をいたしまして、第2節として我が国の漁業をめぐる国際情勢。太平洋クロマグロ、サンマ、サバなどの我が国周辺資源の国際的な管理の強化、我が国のEEZ近傍における周辺諸国漁船の漁獲増加による資源への影響などを考察したいと、そして第3節、国際的な漁業の管理として、地域漁業管理機関による資源管理の最新状況、各国における実施状況を分析し、その課題を整理したいと考えております。

最後に第4節として、国際社会の中での持続的な漁業に向けてということで、国際的な水産資源を持続的に利用していくための提言を提示したいと、そういう構成にしたいと考えております。

次のページは、これまでの水産白書での特集のテーマについて、参考のために用意をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまから審議に入ります。いつもどおりですけれども、御意見、御質問を受けるに当たって、何人かの方々から御発言いただいた後、一旦区切りまして、まとめて事務局から御返答いただくという形で進めたいと思います。

また、時間が限られておりますので、委員の皆様からの御質問に関しては事務局より可能な限りこの場で回答していただくこととして、御意見に関しましては今後の事務局における検討の参考とさせていただくということにしたいと思います。

それから、本日御欠席の遠藤特別委員から水産白書について言及がありますけれども、遠藤特別委員より提出された御意見につきましては、ここで改めて説明はしませんけれども配付しておりますので御確認をお願いします。

それでは、概ね目処として10時40分頃までこの議題について審議をしたいと思います。御意見、御質問ありましたら、よろしくお願いします。では、菅原特別委員。

○菅原特別委員 菅原です。特集の構成案ですが、別紙1となっているところに、世界的な漁業についての良いところを日本に紹介したいみたいなことはわかるんですけれども、日本の漁業の良さというものをもっと盛り込んでほしいなというふうに思います。日本は零細企業の漁業者が多くありまして、アジア圏内にはそういった漁業者が多いと思うんですけれども、世界から見た日本の漁業の評価というものをここに盛り込んでいただきたいなというふうに思っております。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。東村委員。

○東村委員 東村です。資料のカラーページ、別紙1と書いてあるところの第1節、世界の漁業の状況というところがございますけれども、現時点でのこの書きぶりだとイメージ的にはいろんな統計が並ぶのかなと思いますけれども、それを私がここで言うまでもなく考えてはいらっしゃると思うんですけれども、何かこの統計とこの統計を合わせるとこういうふうなことが考えられるというふうな、1つずつの統計をぽんぽんと出すのではなく、それが相互に関連して、やがて日本の漁業にもどのような影響を与えるか、もしくは世界の漁業、もしくは水産物の需要、日本も世界も合わせて、そういうふうな分析をお願いしたいと思います。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。佐藤委員。

○佐藤委員 全体の資料1の2ページ目の第Ⅱ章一般動向編ですけれども、これがこれからつくられる水産白書の目次立てということと存じます。そうしますと、先回までお話していた競争力や、これから日本の漁業が目指す方向として農林水産省全体として今取り組んでいる「世界に打って出る」ということが、入っているんだろうと思うのですけれども、それが読み取れません。新しい大きな動きだと思っておりますので、それがどこに入ってくるのかお尋ねを申し上げます。以上です。

○馬場部会長 よろしいでしょうか。

○漁政部長 菅原特別委員、東村委員、それから佐藤委員、貴重な御意見どうもありがとうございました。

まず、菅原委員から御指摘いただいた点、日本の漁業の良さを盛り込んでほしい、世界から見た日本の漁業の評価について記述してほしいということですが、御意見を踏まえて水産白書の作成に取り組んでいきたいというふうに思います。

また、東村委員からいただいた御意見でございますが、一つ一つの統計を羅列するのではなくて、相互にどういう関連があるか、相互に関連させる形で日本あるいは世界の漁業にどういった影響を与えていくのか、そして水産物需給にどういった影響を与えていくのかといったところまで掘り下げてほしいという御意見、私どもも十分に踏まえてやっていきたいというふうに思います。

それから、佐藤委員からいただいた御質問でございますけれども、これまでこの企画部会で御議論いただいています内容というのは、まさに来年策定を予定しています、新しい水産基本計画のことを考えてのことでございます。したがって、水産白書では競争力のある漁業経営体の育成といったような、今後の方向性についてはこの水産の動向ということではなくて、むしろ平成29年度に講ずべき水産施策というものに、新しい基本計画とも関連させて記述をしていきたいというふうに考えております。

スケジュール表を御説明させていただきました3ページでございますけれども、今後こういった形で11月中旬、それから年明けて2月中旬、4月上旬と御審議を骨子案に基づいて、あるいは1次案、2次案に基づいて御議論をいただきたいと思いますので、その中でまた具体的な御意見を賜れば、それを反映させていきたいというふうに考えております。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。水越委員。

○水越委員 水越です。最近、水産業はノルウェーに学べというような、そういった意見を目にすることがあるんですけれども、こちらの特集の第1節の本文か、あるいはコラムなどでそういった先進と言われている国の取り組みなどを取り上げたらどうかというふうに思っております。以上で

す。

○馬場部会長 浜田委員。

○浜田委員 浜田でございます。この世界とのつながりというのは、これからの水産業にとってとても大切なものかと思いますが、世界とつながることによって日本の漁業がどう良い方向に変わるのかですとか、日本の内需の拡大にどう影響を及ぼすのかですとか、ただ世界に向けて発信しようということではなくて、それが日本の国内の漁業にどういった活力を与えて、そしてどういった良い方向に向かうのかという、最終的な目標のようなものも書いていただけるとわかりやすいかと思います。

○馬場部会長 中田特別委員、お願いします。

○中田特別委員 国際社会の中での持続的な漁業に向けてという部分では、水産以外の例えば生態系保全の分野への配慮ということも多分ないと、水産への視点というのは厳しくなると思うので、その辺も視野に入れ、「持続的な漁業に向けて」というような書き込みがあるといいのかなと思いました。

○馬場部会長 あとはいかがでしょうか。よろしいですか。千葉特別委員、お願いします。

○千葉特別委員 世界の漁業の状況ということが載っているんですけども、できましたら世界の遊漁のあり方というか、そういうものをコラムでも結構ですので、ほんの少しでも世界の遊漁の実態を入れていただくと、非常に関心も高まるのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○馬場部会長 ここで御回答がありましたらお願いします。

○漁政部長 水越委員、浜田委員、中田特別委員、千葉特別委員、どうもありがとうございました。

先ほども御紹介しましたように、例えばノルウェーにおける取り組み、ノルウェーに学ぶところがあるんじゃないかといったような視点でございますが、特集、それから一般動向編などにコラムを用意したいと思っていますので、そういった中で扱うことも検討したいというふうに思います。

世界とつながるといことが、これによってどういう方向に変わっていくのか、内需拡大にどういった良い影響があるのかなどについても記述をしてほしいという御意見、また特集の第4節、国際社会の中での持続的な漁業に向けてという中で、生態系への影響についても考えてほしいといった御意見、そして第1節、世界の漁業の状況、遊漁の動向についても場合によってはコラムに入れて記述をしてほしいといった御意見を踏まえたいと思います。どうも貴重な御意見ありがとうございました。

○馬場部会長 あとはよろしいでしょうか。

少し私からも一言。世界の漁業の状況のところ、いろんな世界の漁業の状況を説明されるわけですが、統計がまず出てくるときに恐らく非常に誤解されているのは、生産量はずっと増えてきていますけれども漁獲量はほぼ横ばいで、増えているのは養殖、しかも圧倒的に途上国を中心とした内水面養殖です。

このあたりは、水産白書はマスコミも非常に見ていますのでしっかり説明してもらって、内水面養殖にしても結局、餌を使うわけですから、そういう問題も大きく出てくるということも指摘していただきたいし、あとは菅原特別委員さんもおっしゃっていましたが、ノルウェーの漁業も確かに先進的な部分はあるわけですが、先進国の中で沿岸をこれだけ使っている国は恐らく日本しかないと思うんです。それは沿岸の人口密度が圧倒的に高いということで、そこで沿岸の人が生きていけないといけません。それは沿岸漁業でしかなかったわけで、今でもその役割は変わってないはずなんです。

ですから、簡単にいわゆる欧米型を志向できるわけではないし、その部分は恐らく沖合漁業だと思いますので、日本の特殊性、だからこそ難しいという問題、これはずっとマスコミでもほとんど取り上げないんです。日本の漁業がだめなのということばかりで、しかしそんなに簡単には取り組めない状況を、日本だからこそ抱えているということは、今までも水産白書の中で随所にデータとしては出てきているんですけれども、あまりしっかりと説明されてないように思うので、改めて今回の特集の中で指摘していただきたいなと思います。

○漁政部長 馬場部会長、どうもありがとうございました。貴重な御意見どうもありがとうございました。

3ページのスケジュール表を再度御覧いただきたいんですけれども、こういった形で実際に骨子案、1次案、2次案といったものをベースに御審議をいただきたいと思っていますので、私のほうから申し上げるのもあれですけれども、今回の平成28年度水産の動向の第I章特集というのは、まさに時宜を得た内容ではないかなというふうに思います。それゆえ部会長を含め、先ほど来、皆様方から御意見をいただいておりますけれども、この特集についての御意見が多かったように思います。

実際に企画部会で、こういったスケジュールで御審議いただく中で、突っ込んだやり取りをさせていただければというふうに思います。どうもありがとうございます。

○馬場部会長 まだ御意見もあろうかと思いますが、また事務局のほうにメール等でお寄せください。この後の議題が重いので、次に時間をとりたいと思います。

それでは、議題2です。次期水産基本計画に関します、活力ある漁業・養殖業の確立につきました

て、事務局より御説明をお願いします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の黒萩でございます。御説明申し上げます。座ったまま説明させていただきます。

資料2、活力ある漁業・養殖業の確立という資料でございます。沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業までは、私が御説明申し上げまして、内水面漁業・養殖業については内水面振興室長、養殖業については栽培養殖課長、その次の栽培漁業等につきましても栽培養殖課長、そして私が最後にまた、親水性レクリエーションの調和について説明をさせていただきます。

まず、沿岸漁業でございます。1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

沿岸漁業の現状と課題ということでございますが、平成27年度の水産白書の特集の中で、漁村と沿岸漁業については深く掘り下げていただいているわけでございますけれども、全国の漁村ではさまざまな沿岸漁業が営まれております。そして、その土地土地の近海でとれる地魚と言われるような各地域の多様な魚介類を漁獲しておりまして、その現状や課題も地域によって大きく異なっているという特性がございます。

地魚につきましては、プライドフィッシュということでプロジェクトがございますが、それだけでも170種の地魚が揚がってくるように、いろんなところの地先地先でとれる魚と密接不可分の漁業、共同体としての漁村というのが一体となったのが沿岸漁業の特徴だというように考えております。

沿岸漁業でございますので、漁業自体の規模は小さいという特性がございます。遠洋漁業とか沖合漁業のような大規模な関連産業の集積にはつながらない場合が多いわけでございますが、鮮度の高い魚介類を消費者へ供給したり、地場の水産加工業への原料供給といったことがございまして、特色豊かな魚介類を供給し、漁村地域を支える重要な産業であるということでございます。沿岸漁業と漁村の振興というのは裏腹の状況になっておりまして、一体となって振興していかなければならない存在だというふうに考えております。

沿岸漁業の漁獲量の割合でございますが、記載がございますとおり、海面漁業全体の2割を占めております。近年、生産量は減少の傾向にあります。漁業種類としては、定置網、小型底びき網、刺し網等が生産量としては多いということでございます。

沿岸漁業の特徴でございますが、今申し上げました定置網漁業とか小型底びき網漁業というのは、周年で操業されるということが多く。これは沿岸漁業の中においてはむしろ特殊でございまして、ほとんどの沿岸漁業はワカメの養殖であるとか、引き縄であるとか、アワビが解禁されればそれを素潜り、潜水器でとったり、また別な漁業をするという、年間さまざまな漁業種類を組み合わせな

がらやっていくというのが沿岸漁業の特性でございます。

そういった観点で言えば、漁業種類ごとに施策を誘導していくというのには余り向かない、漁村と一体となったその地域地域の特性を生かしながら振興していくというのが向く漁業であると考えております。

この統計の中には、右側に示されました沿岸漁業の合計とか、定置、漁業種類が書いてございます。しかし、農林統計上は小型底びき網漁業は沖合漁業に計算されているというような実情にございますけれども、どうしてもやっぱり沿岸漁業を考えていく上で、その主体となる小型底びきというのは、沿岸漁業の中で一体として考えていくのがよかろうということで表の中に記載させてもらっております。

御覧のとおり、定置網漁業は昭和60年に漁獲量が多く、その後、漸減ないし横ばいで推移しております。小型底びき網漁業は非常に安定した生産を上げております。ただ、平成27年は落ちております。これは御存じのとおりホタテがオホーツクにおいて災害で大変な状況になりまして、その分が急激に落ちているということでございます。定置網漁業のこの増えている部分については、やはりマイワシでございます。マイワシとサバ。非常に資源がよかった時代に非常によく上がっているということでございます。

それから、刺し網が昭和60年ごろに急激に落ちているところがございますけれども、これは統計上の区切りでございまして、後に公海上で禁止されてしまう流し網漁業というのがあるのですが、これが急激に増えていって、その後、昭和61年に流し網が別統計になりまして、その部分で急激に減っているということでございます。これはちょっと配慮して見ていただきたいと思います。

主な沿岸漁業としましては、そこの下のほうに図で掲げているわけでございますけれども、やはりこの漁業が各地域の核になっている場合が多いというように感じます。

それから、多様性を見ていただきたいと思います、右側の事例を挙げさせていただきました。沿岸漁業における漁業実態の地域差ということでございます。これは北海道におけるオホーツク海、それから太平洋地域、それから日本海地域を比較したものでございます。

御覧いただくとおり、非常に地域の特性がございまして、北海道を1つとして考えることはなかなか難しいというのがおわかりいただけると思います。

右側のオホーツク海でございますが、これは栽培魚種が非常に高い比率を占めております。これは御案内のとおりホタテでございます。ホタテに非常に依存している地域でございますが、ちょっと初見の方は驚かれるかもしれませんが、オホーツク海の組合員1人当たりの生産額が4,700万円でございます。ちょっと桁違いなんです、そういうような優良な地域としてオホーツク地域があり

ます。

それに比較しまして、北海道庁も非常に悩んでこの辺の振興対策を一生懸命講じているわけですが、日本海側におきましては900万円ぐらいでございます。同じ北海道でもこれぐらい差があります。ちなみに道東の太平洋域は1,300万円から1,500万円ぐらいだったと思います。

このように、北海道の中でも非常に地域差があるということでございますが、沿岸漁船漁家、先ほども言いましたように組み合わせで経営は行われるわけですが、その全国の統計をお示ししたのが下の棒グラフでございます。ざっと見ると、漁労収入もそれ相応に増えており、640万円ぐらいでございますけれども、それに負けないぐらい漁労支出が増えてしまっているということです。残念ながら漁労所得としては最近はやっと落ちてきています。これは昨年の水産白書にも記載がございましたとおり、やはり燃油資材の高騰、こういったものが非常に効いているということでございます。

どの漁業経営もそうなんですけれども、収入を増やして支出を減らすことが究極の目的なわけですが、これは沿岸漁業がいろんな組み合わせをやっていて、地域と一体となっているという特性はございますが、その目標は基本的には変わらないということでございまして、3ページ目を御覧いただくとおり、浜の活力再生プランというのを、その課題を解決するために水産庁としては推進しているということでございます。

その地域の浜ごとの創意工夫のもとに、漁業者みずからが漁業収入の向上とコスト削減の対策に取り組み、漁業所得の向上を目指す浜の活力再生プランの策定、実行を国として全面的に支援しています。

それをステップ1としますれば、その次、ステップ2としまして、それをさらに広げて複数の漁村地域の連携や各浜の機能分担を通じた地域全体の活性化を図ること。そして、将来の漁村地域を担う中核的担い手の確保を目指す広域浜プランの策定も支援しているということでございまして、それによって水産業、漁村の持続的な発展と地域の活性化を図っていくということが目的となっております。

その次のページ以降に、浜プランの事例が記載してございます。長崎県上五島地区につきましては、これは水産白書のコラムでも取り上げてございました。非常にいい取り組みだということでございまして、ここに再度掲載させていただいておりますけれども、御案内のとおり五島は離島でございます。非常に地勢的に不利があるわけですが、それを補ってさまざまな取り組みを行っているということで、衛生、生産、流通、販売が一体となった形で進めていくというような取り組みをしているということでございまして、九州地方では五島箱入娘というのは、特に北九州のほ

うでは有名になっておりまして、非常に条件不利地である島からフェリーで出荷して、福岡、久留米等において車を走らせて直販をしているとか、それから販売の面におきましては、刺身用のフィレや一夜干しを真空パックにして、買う方の立場になって簡易な料理ができるような工夫をして、非常に高い評価を得ているというような事例でございます。

それに箱入娘につきましては、一定の認定基準をつくりまして品質を高度にするというようなことも取り組まれているということでございます。

それから次の浜プラン、但馬漁協でございますが、これは生産、加工流通、販売に加えまして、交流、観光といった部分、地域のさまざまな資源を総動員して浜プランをつくっているということでございます。

その次のページ、6ページでございますけれども、雄武漁協の取り組みでございますが、これはオホーツク一帯で行われている取り組みでございますが、生産の段階で高品質なホタテの生産を行い、そして加工をEU向けのHACCP認定を取得し、衛生管理対応をしながら、販売については多様な販売者と連携し販路拡大しているというようなことでございます。

そして7ページ目、浜プランによる漁村地域活性化の取り組み事例ということでございまして、6つに分類しまして輸出、漁観連携、地域ブランド、マーケットイン、インバウンド、交流活動といったことで、さまざまな取り組み事例があります。そういった総合的な取り組みをしながら、沿岸漁業と漁村振興が一体となって進めていくということが、沿岸漁業の方向性であるというように考えております。

それを取りまとめたものが、8ページ目に記載してございます。特性としまして、小規模、多様な漁法で比較的単価の高い多様な魚種を生産しているというようなことでございまして、漁家を中心とした漁村コミュニティを形成しております。漁獲量の減少、資材高騰、所得が伸び悩んでおり、漁業者の高齢化や減少に伴い、漁村地域の活力も減退しております。漁業所得の向上と担い手確保が地域の課題となっております。

それから浜の活力再生プラン、それから広域プランの策定、実施を通じた、地域の実態に応じた収入向上やコスト削減の取り組みを支援、促進していき、2番目のポツにありますように、これも27年度の水産白書にも詳細に記載してございますが、国境監視を含め、多面的機能や集落維持機能を踏まえた離島交付金、多面的機能発揮対策交付金のような地域対策、これは漁村地域振興ということでございます。

それから漁村地域が有する豊富なさまざまな観光資源、地域産品、郷土料理を活用し、漁観連携、それから地域ブランド、マーケットイン、インバウンド、交流活動等の取り組みを浜プランを通じ

て推進するということをございます。

右側の下は、本日は来られておりませんが、企画部会で以前大森委員から提出されました資料です。次世代に円滑に技術、それから漁船等の資本を受け継いでいく循環型の生産構造を沿岸につくっていく必要があるということで、これもT P P 関連の予算でリース事業等により支援をしているということをございます。

対応の方向性としてまとめさせていただきましたのは、浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プランの策定、実施を通じて地域ごとの特性を生かした持続的、安定的な漁業経営を実現し、沿岸漁業の持つ多面的機能、集落維持機能に着目した地域政策的施策の実施、漁村が有する多様な地域資源を活用した漁村地域の活性化ということをございます。

沿岸漁業は、漁業それぞれを方向づけていくのではなくて、地域と一体となった、漁村と一体となった振興を図っていき、課題解決をそれぞれの多様な地域ごとの実態に応じたプランをつくっていったって、解決していくということが方向性だというように考えております。

それから次に沖合漁業を説明させていただきます。10ページ目をございます。

沖合漁業は海面漁業生産量の約6割を占める水産物供給の主要な担い手をございます。漁獲量の減少や魚価の低迷、加えて日本周辺で操業する外国漁船との競合、操業の期間や海域等に関する沿岸漁業との調整、そして船齢の高齢化が課題となっております。沖合漁業の漁獲対象魚種のほとんどがT A Cで出口管理をされているという特徴をございます。

沖合漁業の概観をございます。生産量全体の6割を占めておりますが、沖合漁業の漁獲の中心は、まき網漁業はイワシ、サバ等の多獲性魚類、それで経年で生産量が大きく変動。沖合底びき網につきましても同じような性格を持つスケソウダラなども漁獲の対象となっております。

沖合漁業の合計で、何回もお聞きになっておられると思いますけれども、昭和60年前後のマイワシ400万トン時代というのがございまして、そのマイワシ400万トン時代の生産の担い手だったのが大中型まき網漁業でございまして、そのグラフのとおり低減して平成6、7年ぐらいからはほぼ横ばいになっているというような状況にございます。

主な沖合漁業としましては、大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、北太平洋サンマ漁業、イカ釣り漁業等をございます。隻数、生産量につきましては表に記載のとおりでございます。平均船齢につきましては、若干、最近若返りつつありますけれども、依然としてまだ船齢が高い状況にございます。この3種の漁業を合わせただけでも、沖合漁業の漁獲量の半分、海面漁業の23%、漁獲金額の14%を占める主要なものでございます。

右側の図を御覧いただきたいんですが、沖合漁業におけるT A C魚種の漁獲割合ということでご

ざいます。赤い部分が非TAC対象魚種です。例えば、大中型まき網漁業におきましては77%が出口規制がされているTAC対象魚種を漁獲しています。それから、北太平洋サンマ漁業におきましては、サンマ専用でございまして100%TAC対象魚種。沖合底びき網漁業につきましては63%でございまして、これは北海道とか東北になりますと70%超ぐらいまでTAC対象魚種の比率が高まります。イカ釣り漁業につきましても90%でございまして。これは厳密にいったらスルメイカが90%、あともイカ釣り漁業はイカをとっております。別の種類のイカをとっているだけでございまして、9割がスルメイカをとっているということでございます。

それから、右側の下の図でございまして、これは3つ全てのTAC対象魚種を足し上げた数字でございまして、水研センター等により資源量として評価されているのが、上の青い線でございまして、その資源量のうちABC、生物学的許容漁獲量に基づいてTACを定めておるわけでございますが、それが赤い線で、一番下がそのTACの採捕数量ということでございます。

TACを定めたら、そこまでは獲っても資源には影響ないという科学的なお墨つきをいただいているわけでございますけれども、御覧のとおり大変獲り余らせています。なぜここまで獲らないのかというと、それは経済合理性でございまして、値段がそこそこ出ないと獲ってもしようがないということで、獲らないということでございます。まだまだ獲る余力は資源的にはあるということでございますけれども、さまざまな要因で獲り残しもしているということです。

個別に先ほどの主要漁業を見ていきたいんですが、11ページを御覧ください。

大中型まき網漁業の現状でございまして。全体の隻数としましては86隻です。まき網は網船を中心に運搬船、それから魚探船、地域によっては灯船があり、船団を構成しています。この86というのは船団数だと御理解ください。これにプラス、運搬船とか魚探船とか灯船がくっつくということでございます。

それから、大中型まき網漁業の生産量、生産額の推移でございましてけれども、近年の漁獲量は約60万トンでございまして。漁獲金額は700億円で横ばい推移と。ざっくり言えば700億円ぐらい維持するのがちょうど良くて、これ以上獲っても経費との関係で採算が余り合わなくなってしまいます。特に油が高い今の時代は走り回って獲るところに何のメリットもないので、そこそこの量で700億円ぐらいでほとんど横ばいとなっています。

大中型まき網の船齢別隻数は、御覧のとおりで相変わらずまだ24年を超えるような、これは先ほど言いましたマイワシ400万トン時代は大中型まきのバブル期だったわけですが、そのときにつくった船でございまして。まだこんなに残っているということです。

それからもう一つ、沖合底びき網漁業でございまして。沖合底びき網漁業は、現在347隻ございま

す。全体としては徐々に減っていったというようなことでございますが、漁獲量は30万トン、これも470億円ぐらいで大体推移しています。沖合底びき網漁業もやはり船齢は高いというような状況でございます。

その次、サンマ棒受網漁業でございます。許認可数は176でございます。漁獲量は約11万トンでございます。金額は250億円で横ばいでございます。先ほど言いました沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業は基本的に周年操業、沖合底びき網漁業は年に2カ月の休漁期間がございますけれども、基本的に操業というのは周年をベースにしておりますが、サンマ棒受網漁業は8、9、10、11月の4カ月でございます。4カ月で250億円を上げるという、大変効率のいいと言うか、日本人の非常に好きなサンマを良い状態で安定的に供給するというので、非常に安定した漁業になっております。サンマ棒受網漁業も船齢としてはばらつきがあるんですけども、30年超の船も結構多いというようなことでございます。

それから、右側のイカ釣り漁業。これは沖合漁業の中で非常に苦しんでいる漁業の一つでございます。許認可数は96、年々減少しております、この10年間でも半減してしまっています。若干、構造不況的な状況になっているのがイカ釣りでございます。

生産量は11万トン、110億円で推移しております。船齢は非常に高いです。もともとイカ釣り漁業というのは、ほかの漁業の中古船を取得してやってきた漁業でございます。今までお話しした内容を聞いていただければおわかりのとおり、新船建造はほかの漁業が進んでおりませんので、中古船も当然出てきません。イカ釣り漁業というのは、いろんな漁業に使われた漁船を最後に買ってきて営む漁業ですが、そのかわり、減価償却が終わっているような船でございますので、非常に経費がかからないというのが特徴だったんですけども、船齢がここまで高齢化してしまうと大変な状況になっているということでございます。

それから13ページ目でございます。13ページ目につきましては、沿岸漁業と沖合漁業の漁業調整の話を書かせていただいております。

やはり大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業というのは、日本の周辺で操業する非常に効率のいい漁法でございます。そのため、許可制で漁獲努力量の抑制をされておまして、さまざまな沿岸の水域には、沿岸の漁船の操業を保護するために操業禁止区域というものが多く設定されております。

それからまた、許可を出す場合の制限、条件により、この水域は灯船を使ってはならないとか厳しい規制が課せられておまして、平成24年の一斉更新におきましては、前回の許可の切りかえのときには、その船がどこにいるかということがリアルタイムでわかるVessel Monitoring System、

(以下、「VMS」という。) 船位監視システムの設置が義務化されております。

大中型まき網漁業については全許可船舶、沖合底びき網漁業については調整上問題がある水域で操業する船について設置させております。沖合底びき網漁業については、まだついていないところもありますが、VMSというのが基本的には設置されているということでございます。

沿岸漁業と沖合漁業の共存を図るために、地域ごとの操業上の問題について、当事者間で話し合いをしてもらい、水産庁が調整の仲介、あっせんをするというようなことで沿岸と沖合の相互理解を図っていただき、資源や漁場の有効利用を推進するというをやっております。

最近の漁業調整問題ということで、下の図に示させていただいておりますが、クロマグロの資源管理の話もございまして、幾つかはクロマグロの漁獲をめぐる調整問題が発生しておりまして、例えば8番目の山形県飛鳥沖の大中型まき網操業であるとか、長崎県のヨコワの話であるとか、山口県の見島の話とか、大体このあたりはクロマグロの話でございます。

沿岸と沖合の調整というのはさまざまな課題がございますが、双方それなりの言い分があって、我々が間に入って円滑な操業ができるように努力しているということでございます。

それから、それぞれの漁業種類ごとの構造改革の取り組みについて、14ページ目以降に記載させていただいております。

大中型まき網漁業の取り組みでございまして、コスト削減、出荷、加工品開発、販路開拓、さまざまな取り組みが行われておりまして、船団縮小によって11%の減少、それから単価の上昇等により、経営が向上しているというような事例でございます。

それから次のページ、沖合底びき網漁業でございますけれども、基本的にはこれも同じでございます。省人、軽労働力、省燃料化により人件費の削減を行って、それから燃油の消費量を向上させたり、出荷価格の向上を行ったり、そういったことで水揚げ金額の向上を図って経営が改善されているというようなものでございます。漁場探索などを共同でやっているといったことも、この取り組みの特徴でございます。

それからその次のページ、北太平洋サンマ漁業でございますが、これも省エネ、省力化、労働環境安全性、漁獲物の付加価値向上、販売体制の構築、地域社会との交流まで、いろいろ取り組んでいまして、魚価の向上が図られ、それから経費の削減をし、利益を確保しているというようなものでございます。

この漁船漁業の構造改革について全て言えることなんですけれども、労働環境を国際基準に並ぶようなものに改善するというのが共通して行われております。新しい乗組員の労働環境をよくして、3Kから脱却するというようなことを目指して、しっかりやらせていただいているということです。

それから17ページ、これは特に重要なため改めてここで話させていただくわけですが、多獲性魚類の資源変動に対応した操業体制等の整備ということでございます。

沖合漁業の漁獲の中心である多獲性魚類は資源の変動が大きい。有効活用のためには、資源状況に柔軟に対応した操業、水揚げ体制の整備が重要であるということでございます。

事例として、サバ類とマイワシが書いてございます。前々回でしたか、資源評価のときにも議論がありましたように、サバとマイワシは、特にマイワシにつきましては今後大幅に資源増加が見込まれると言われております。先ほども言いましたように、400万トン時代があったわけです。その400万トン時代は、もう獲れるだけ獲っちゃったんです。それで、獲れるだけ獲っちゃったことによって資源が悪化したというよりも、漁業経営が大変なことになった。400万トンから急激に下ってきたときに、その上がり調子のときに設備投資したものの回収ができなくなりました。陸上のミール工場とかにも漁業者が相当投資して加工場とかを造っていました。このために失われた15年ぐらいを大中型まき網漁業は過ごしてしまったわけです。

その400万トン時代の整理のために、非常にまき網業界は苦しんだという歴史がございまして、今回は起こさせないということが、我々として目指すべきことだというように考えております。

そこに書いてございますとおり、鮮度劣化の早いサバ、マイワシを輸出向けを含め有効に活用していくというために、操業、水揚げ体制の整備が必要ということで、昭和60年代の400万トン時代の諸課題を振り返り、付加価値を意識した資源の有効利用を検討していく必要があります。今考えているのがその真ん中に書いてございますとおり、高機能運搬船による漁獲物の鮮度向上、それから運搬船の共同利用による水揚げの効率化、そういった取り組みによりまして経費の削減を図りつつ、ただミール用に出すのではなくて、付加価値をつけた状態で輸出に向けていく。それで、国内鮮魚市場、国内加工原料、輸出、養殖餌料等に安定的に配分して、資源に配慮しながら漁獲をやっていくことを目指したいというように考えております。

沖合漁業の方向性につきましては、先ほど言いました漁業構造改革プランに書いてあるのと同じようなことでございます。対応の方向性については、合理的、効率的な操業体制への移行等、漁船漁業構造改革を引き続き推進し、資源変動に対応した操業、水揚げ体制、漁業許可体系の検討。漁獲のみならず運搬、加工、流通、販売、輸出を含めた包括的な構造改革の推進。沿岸漁業との漁業調整による漁場利用の円滑化というのが対応の方向性でございます。

それから最後、遠洋漁業でございます。

遠洋漁業につきましては、昭和47年、日本の生産量の4割を占めておりましたが、今や1割まで低下しております。平成17年以降ずっと1割ぐらいです。海外漁場の確保、国際的な資源管理の推

進による資源回復を通じた漁業環境の改善に加えて、船舶職員の不足、高船齢化した漁船の更新が課題でございます。

遠洋漁業の現在までに至るさまざまな要因については、20ページに文書として書かせていただいております。かつては遠洋底びき網漁業が5割を占めていたんですが、現在は遠洋漁業といえばほとんどカツオ・マグロ漁業になっております。その中でも海外まき網漁業、かつおぶし用原料を南方漁場から獲ってくる漁業でございますが、それが全体の4割を占めているということでございます。

それぞれの遠洋カツオ・マグロ漁業、近海カツオ・マグロ漁業の現状について書かせていただいております。全体的にやはり隻数は減っていております。

遠洋マグロはえ縄漁業は現在252隻、生産量10万トン。船齢は非常に高い。それから、遠洋カツオ一本釣り、これはもう現在41隻しかございません。それで6万トンぐらい。それも平均船齢は20年と高船齢化しています。

近海カツオ・マグロ漁業、これは漁船のトン数が120トン未満のカツオ・マグロ漁業でございますが、近海マグロはえ縄漁業が300隻、4万トン。これもまた船齢が高く、平均船齢は22年。近海カツオ一本釣り漁業、これは現在46隻ございます。近年の生産量は3万トンで、船齢も全体的に高いという傾向でございます。

その次のページ、今の遠洋漁業のエースと言っても過言ではないと思いますけれども、海外まき網漁業。南太平洋周辺の水域、それから公海域でカツオ・マグロ類、特にかつおぶし原料としてのカツオを漁獲するというのが主たる漁業でございます。

許認可数は35隻、ずっと同じ隻数でございます。南方の水域で台湾とか中国とか韓国とかEUとかの船はずっと激増しておるんですが、日本は35隻で一定でございます。35隻で漁獲金額は年間300億あります。平均船齢は17年、ほかの漁業と比べて若干若いです。ただ、この漁業についても問題があって、南太平洋島嶼国の入漁料がここ5年間で5倍になってしまったということです。入漁料が後払い方式から先払いのオークション方式に変わってしまったことによって、大変つり上がってしまいまして、これが海外まき網漁業の最大の悩みになっているわけです。

それから、遠洋底びき網漁業。現在11隻ございまして、天皇海山、N P F Cで管理される水域でございますが、そこでの漁獲が主体だったんですが減ってきております。船齢はほとんどもう25年以上でございます。生産量も約2万トンに落ちているという状況でございます。

それから23ページ目でございますが、乗組員の確保、育成についてということでございます。これは沿岸とかで後継者がいないという話とは質が違いまして、遠洋漁業は大きな船で遠くまで行く

ものですから、船舶職員、いわゆる海技士の免状を持った方々が一定人数必要でございます。その有資格者が確保できないという問題です。

それから、決して優しくないというか、割と厳しい労働環境の中での乗組員の確保、そういったものが課題になっております。特に、その資格取得者の不足というのが課題になっておりまして、特に機関、エンジンの資格を持っている人が、これは内航海運の人たちも同じらしいですが、徹底的に不足しております。経営的には成立している漁船であっても資格を持っている船員がいないがために出漁できない、それで廃業してしまったということがございます。

遠洋業界にとっては、乗組員の確保、育成というのは最大の課題になっております。遠洋マグロはえ縄漁業の構造を見ていただくとわかりますように、年々、乗組員の高齢化が進んでおります。業界もさまざまな形で自主的な取り組みを行っているところでございますが、なかなかまならぬところがございまして、水産庁としてもこれをどうにか支援していく必要があるなというように考えております。

それから、新たな操業確立に向けた取り組みということで、遠洋漁業として遠洋マグロはえ縄漁業についてはほとんどが漁業構造改革プランで実証中のものがございます。

この遠洋マグロはえ縄漁業の串木野漁協がやっているものは、非常に経営が厳しい状況になった4つの経営体が共同で新会社を設立しまして、持ち寄った所有船9隻を新会社に移籍して、その3隻を減船して経営をスリム化し、省エネ型で高緯度操業が可能な新しい改革型漁船を1隻造り、そしてなおかつ、大規模リニューアルで長寿命化を図るということで、経営立て直しをやったというものでございます。まだ取り組み中でございますが、こういった構造改革もあるという事例として挙げさせていただきました。

遠洋カツオ一本釣り漁業でございますが、これも実証中でございます。これは2隻で組みまして、カツオ船ではありますけれどもプール制で行ったということでございます。2隻で行うプール制によって収入リスクが低減。経費の面でもさまざまな取り組みが行われておりまして、経費削減にもなっているというような状況で、まだ終了しておりませんので最終結果はまだ見えておりません。

それから26ページ目、海外まき網漁業でございます。この海外まき網漁業は、349トン型で単独で太平洋だけで操業するという2隻が760トン型に大規模化しまして、2隻が連携操業してインド洋と太平洋で操業するという操業モデルを実証しているというものでございます。

漁獲物取り上げ方式であるとか、冷海水予冷による鮮度向上、さまざまな新しい技術を導入しまして、国内主要、焼津、枕崎、山川への安定供給を果たしているということでございます。

最後27ページ目、遠洋漁業の方向性でございますが、対応の方向性としては、国際機関における

資源管理において引き続きリーダーシップを発揮し、公海域における資源の持続的利用を確保する。それから、海外漁業協力の推進により、外国排他的経済水域における海外漁場の確保する。国際競争力のある経営体の育成、合理的、効率的な操業体制を確立し、乗組員の安定的な確保、育成に向けた取り組みを推進していくというところでございます。具体的な取り組みについて、下のほうに記載させていただいております。

ちょっと長くなりまして申しわけございません。以上でございます。

○内水面漁業振興室長 それでは続きまして、内水面漁業、養殖業について説明をさせていただきます。私、内水面漁業振興室の中奥でございます。

資料の29ページを御覧ください。まず、内水面漁業の現状でございますけれども、内水面漁業は、アユですとかワカサギ、ウナギ、コイといった和食文化と密接にかかわります食用水産物を供給するほか、錦鯉または金魚といったような観賞用水産物も供給をしておるところでございます。

一方、河川等につきましては、海洋に比べますと水産資源の量が少ないことや、資源の枯渇を招きやすいという特性がございますので、内水面の漁業権を免許された漁業協同組合には、水産資源の増殖義務が課せられております。放流ですとか河川の環境の保全・管理、こういったことを通じまして、釣り場や自然体験活動の場といった自然と親しむ機能、これを国民に提供する等の多面的機能を発揮しております。

こうした内水面漁業につきましては、農林業、観光業と密接に関連しながら、地域産業を形成している中山間地も多いということで、非常に地域密着型の漁業でございます。

この内水面漁業の振興を総合的に図るために、平成26年6月20日、内水面漁業の振興に関する法律が制定されております。

なお、この内水面漁業振興法に基づきまして、内水面漁業の振興に関する基本方針というものを平成26年10月に策定しておりまして、これはおおむね5年ごとに変更するということになってございますけれども、他方、水産基本計画との調和を保たなければならないともされております。そういうことでございますので、今回の次期水産基本計画の議論、こういったものを踏まえながら、この内水面漁業の振興に関する基本方針についても所要の見直しをしていきたいというふうに考えてございます。

この下のほうに書いてございますように、内水面漁業協同組合による放流、漁場管理ということで、代表的なものが放流活動でございます。アユですとかヤマメ、アマゴ、イwana、といったものが全国で放流をされているということで、そうした放流の経費につきましては、組合員からの賦課金、それから遊漁者からの遊漁料収入で賄われております。

また、放流だけでなく、産卵場の造成、これは石が砂に埋まって詰まってしまうと卵を産む場所がなくなるということで、組合員の皆様がこのような人手で、鋤や鍬などを使いまして河床を耕すというようなこともやっておりますし、また、地域の皆さんと一緒に、こういった河川のごみ拾いということで環境保全・管理もやられておられます。

こういった活動があつて、下にございますようにアユとかウナギといった水産物の供給機能、そしてまた、釣りなどの自然と親しむ機会、体験学習等の自然活動体験、こういった学習の場としても多面的機能の発揮をしているということで、先ほど申しましたように地域産業として農林業、観光業とも密接に関連しております。

次の30ページでございますけれども、こうした内水面漁業につきまして、まず内水面漁業の課題といたしましてはこの四角でございます。河川等におきましては、水産資源の生息環境の悪化、それからカワウ、外来魚による食害等によりまして漁獲量、資源量が減少しております。また、先ほど申しました河川の増殖、また環境の保全を担っております内水面漁協において、組合員の減少ですとか漁協の収益の悪化ということで、この漁場管理活動等も停滞するということが起こっております。

これらによりまして、内水面の水産物供給機能、それから多面的機能の発揮に支障を来すだけでなく、中山間地域の社会の活力の低下といったことも懸念される状況になっております。

ここにデータをお示ししておりますとおり、内水面漁業の生産量、生産額が大きく減少しております。ただ1点、御注意して見ていただきたいのは、平成18年から統計のとり方が変わっております。遊漁者による採捕分を含まなくなっているということで、ここは統計が不連続になっておりますので御注意をいただきたいと思っております。

また、内水面地区の漁協の正組合員数につきましても、このように減少をしてきているところでございます。

また、新たな問題として、右下にございますようなオオクチバスによる食害、それから左下にございますカワウによる被害というものが起こっております。特にカワウにつきましては、高度成長期には非常に絶滅が危惧されるほど減少したわけでございますけれども、その後、環境の変化等によりまして大きくその生息域、それから生息数をふやしております、カワウ対策をしなければいけない漁協の数も大きく増えているということで、この内水面漁協の大きな負担になっているという状況がございます。

1ページ開けていただきまして31ページ。こうしたことに対応いたします施策といたしまして、大きく2つの施策を掲げております。

右左に分かれておりますけれども、左側、緑色の字で書いてございますように、1つには内水面の資源を増大させるための施策。そして右側は赤字で書いてございます、遊漁、川辺での自然との触れ合いの促進のための施策。そしてその交わる場所、真ん中が基本となる河川、漁場の環境の対策ということでございます。

まず、左側の内水面資源の維持増大につきましては、カワウ被害対策や、外来魚の駆除、それから冷水病等の伝染性疾病の予防・治療、種苗生産の技術開発、そして浜の活力再生プランの策定とそれに基づく各種施設等の整備、こういったものを進めているところでございます。

右側の遊漁、川辺での自然との触れ合いの促進につきましては、内水面漁業の意義といったものを広報する活動でございますとか、多面的機能を発揮するための活動に対する支援、それから内水面漁業振興法に基づきまして河川に関係する方々が集まって協議会をつくっていただいて、いろいろな諸問題について話し合いをするといったこと、それから体験親水施設等の整備、こういったものを進めているところでございます。

真ん中のところは、河川の環境というところでございまして、やはり水産資源が生育するために必要な住み場、隠れ場となる石倉等の整備。そしてまた堰等の運用、こういったことを適切に行っていく。そして自然との共生、環境との調和に配慮した河川の整備、こういったものを推進しております。もとより、こういった施策につきましては水産庁だけではなくて、関係省庁が連携して推進しているところでございます。

下の四角に書いてございます対応の方向性でございますけれども、これらの施策を総合的に推進することによりまして、内水面資源の維持増大を図るとともに、漁場環境の保全・管理活動の核として、漁協が持続的に活動していくということかと思っております。

ちょっと小さくて申しわけございません、右下のところに書いてございますけれども、漁場環境の保全・管理、こういった活動の核となって漁協が活動していく。漁協の組合員の方が今非常に減っているという状況でございますけれども、それを地域の皆さんですとか遊漁者の皆様、そして地域の行政、そういった者が連携・協働してこういった活動を進めていくということを考えております。

また、遊漁、川辺での自然との触れ合いが促進されることによりまして、水産物の販売、農業、観光業との連携によって、地域全体の振興を図っていくということも考えております。

めくっていただきまして、32ページでございます。これは内水面の養殖業でございますけれども、養殖業は後で御説明もありますけれども、内水面の特殊な事情もございます。

まず1つは、内水面養殖生産額の大宗を占めますウナギ養殖でございます。これにつきましては、

今ニホンウナギの資源というものが非常に懸念される状況になっております。こういったことで、このニホンウナギにつきましては、東アジアの中国、台湾、韓国と連携し、国際的な資源管理として、シラスウナギの池入れ量の上限をこの4カ国、地域で取り決めをいたしまして、それを守っていくということで官民一体となった資源管理を推進しております。

また、国内においてもシラスウナギの採捕の制限、親ウナギ漁業の抑制、それから先ほど申し上げました養鰻業における池入れ量の規制ということで、この三位一体の取り組みを進めるとともに、ウナギの生育環境の整備、こういったことも進めているということで、この国内対策と国際対策の両輪でニホンウナギの資源管理を推進していきたいと考えております。

それから、ニホンウナギにつきましては、天然の資源に養殖種苗の全てを依存しておりますので、これを人工種苗に置きかえていくということができればいいわけでございますので、人工的に育成した親ウナギから卵をとって、次の世代の稚魚をつくっていくという完全養殖を実用化するための研究開発も進めております。

そして、右下にございますように、輸出重点品目として錦鯉が挙げられております。これにつきましては、今非常に世界のマーケットが広がっているという状況にございますので、これを広げていくために国内の生産体制の整備、それから海外へのプロモーション、こういったことを国としても積極的に支援をしているというところでございます。

こういった施策を展開することによりまして、内水面養殖業の方向性といたしましては、下の四角にございますとおり、ニホンウナギの資源管理の推進、そして人工種苗の大量生産の早期実用化、錦鯉の輸出促進、こういったことを通じまして、内水面養殖漁業の振興を図ってまいりたいと考えております。

○栽培養殖課長 次に、では養殖業を説明させていただきます。34ページをお開き願います。

御案内のとおり水産物の養殖は、魚類、貝類、海藻類、そして真珠等、多岐にわたるものが生産されております。トレンドで見ますと、海面養殖業の生産量と額は平成の初めをピークに、その後、緩やかに減少して近年は横ばいと。生産額ではブリ、マダイ、クロマグロ、ホタテ、カキ、ノリなどが多いんですが、このグラフを見ていただいて海藻類の割合が多いと思うんですけども、この海藻類は特にノリが生重量で示してございますので、その部分でどうしても生産量ベースですと海藻が多くなります。それから近年、平成初めから金額がかなり落ちている。これは全体的に生産量や魚価が低迷したという原因はあるんですけども、やはり大きな原因としては真珠です。真珠の養殖が平成の初めのころの良いころから比べると七、八百億円落ちたというのが、かなり効いています。金額で見ますとこのようにかなり下がったんですけども、平成23年ぐらいから底を打って

上がっています。これは主要養殖対象種の生産や魚価が安定してきたことと、やはりクロマグロ、この養殖が進展したとが生産金額に貢献していると分析できます。

また、養殖の対象の水産物、これらは多くの場合漁獲よりも養殖による生産のほうが多いということで、ホタテ貝だけちょっと説明させていただきますと、ホタテのほうは養殖と漁獲量は拮抗していきまして、これは年によって漁獲が多いときと養殖が多いときがあるわけですけれども、先ほど調整課長からホタテ貝、地まき式がオホーツクということですが、養殖のほうは青森の陸奥湾と北海道の噴火湾、ほぼここに限られております。ちなみに青森の陸奥湾の生産額は昨年、ことし、史上最高ということで、それから残念ながら噴火湾のほうは昨年の爆弾低気圧、その他、今の台風により激減、非常に苦しい展開となっております。

次、35ページでございます。海面養殖漁業の現状②としまして、経営の大規模化が進んでいるということを示してございます。左側では、このようにどんどん拡大しております、ここには書いてございませんが、水産庁調べですとクロマグロなどはもう1経営体当たり4億円を超えているということで、大規模な設備投資が必要となるクロマグロを中心として、大手水産会社や総合商社、資本力のある企業の参入が進んでいます。ちなみに数字で申しますと、2013年の漁業センサスで、会社経営体数というのが全体の34.5%を示しております、10年前、2003年に比べてほぼ10ポイント増加してございます。

次の36ページでございます。このような現状の中で課題と方向性、天然資源や漁場環境への負荷の少ない養殖の推進ということで、過密養殖や漁場悪化、疾病の蔓延防止を図るための漁場改善の取り組みが進んでおります。漁場改善計画というのがございまして、県知事が認定するわけですが、カバー率は9割を超えていると。一方で赤潮はふえているということで、真ん中のグラフを見ていただきたいんですけども、このように漁場改善計画につきましては、持続的養殖生産確保法に基づき漁場計画を策定、都道府県知事が認定していると、こういうふう述べてございます。

また、漁場改善計画に取り組む経営者には、養殖業者を漁業収入安定対策で支援しているということで、ちなみにこの漁業収入安定対策、全漁業養殖業では67%ぐらい最近のデータだと入っています。ブリ養殖業者はその平均をちょっと上まわっております。

また、赤潮のほうは、このように何年かに1度大きなのが出てまして、特に近年ですと平成21年、22年の八代海、九州全体ですね。鹿児島、熊本に大きな被害が出ました。また、残念ながら今でも先週末ぐらいから八代海でまた少し出て、これ以上、被害が拡大しないことを望むばかりですが、やはり水温の関係で昔と違って、高水温が長く、秋になっても続いてしまうと、このような状況がやはり一因になっているということで、今後も非常に注意が必要な問題だと思います。

それから、マダイ、ギンザケを除いて、多くの養殖種というのは天然で採取して種苗を行っておりまして、これは非常に資源や環境変動を受けると不安定ということなので、人工種苗への取り組みというのが必要だということでございます。また、もちろん資源の減少が懸念される太平洋クロマグロについては、資源管理の観点からも養殖用の種苗としての利用制限、要するに小さなマグロをとって養殖用に使うものも制限を加えてございます。

生産における天然と人工種苗由来の割合ですけれども、真ん中のちょっと下ぐらいの左側にブリ、マダイ、クロマグロとありますけれども、マダイはもうほぼ100%なんですけれども、ブリ、クロマグロというのはまだまだ10%にも満たないと、こんなレベルでございます。

クロマグロにつきましては、技術的にまだまだ改善の余地がありまして、今後、人工種苗由来のものが増えていくとは思いますが、もう1ステップ、2ステップの技術開発が必要です。また、ブリのほうは技術的には人工種苗はかなり確立できているんですけれども、やはり天然のモジャコのほうがコストが安いと、こういう問題もあります。また後ほど御説明しますが、早期出荷のブリとか、そういうことを考えながら人工種苗由来を増やしているところでございます。

今後の方向性につきましては、引き続き、漁業収入安定対策等の実施により、漁場環境の維持、改善を推進。それから人工種苗の推進とともに、ということはずなわち天然種苗から人工種苗への転換を推進ということに取り組んでございます。

続きまして、37ページでございます。養殖業の課題としまして、やっぱり餌の問題、これが非常に重要でございまして、6割から7割、大体ほとんどの魚類養殖で占めているんですけれども、この問題につきましてはとにかく世界的に配合飼料の価格、魚粉の価格が上がっていますので、この対策については特に重要な点として取り組んでございます。

左側の価格の推移を御覧になっていただきたいんですけれども、これは長年のトレンドで、これはもう国際的にそもそも魚粉の需要が増加している、これは中国その他で増加している。一方で資源には限りがあるということで、じわじわ上がってくるのは避けられない状況でございまして、その中でやっぱり配合飼料の価格も、平成23年ごろまでは比較的落ちついていたんですけれども、それ以降じわじわ上がりまして、特に去年はペルーの方でエルニーニョ、これでアンチョビーが禁漁になったというのを契機に暴騰してございます。今もまだ配合飼料価格は、これは国内の配合飼料価格ですけれども、高水準が続いているということでもあります。

幸い、エルニーニョはことしの春に終了、ラニーニャになったということでございますので、通常、今までですと1年ぐらいはラニーニャが続いて、それから二、三年は平年が続くというのが今までのパターンですから、ここ数年はぜひともペルーの豊漁、これがきっかけとなって世界的に魚

粉相場が落ちついて、また為替の影響もあり、ぜひ配合飼料価格が落ちつくということを期待しております。

そういう中で国としましても、養殖業者と国が資金を立てて配合飼料が高騰した場合に補填金を交付するというところで、漁業経営セーフティーネット事業、これを実施しているところがございます。もちろん去年は1年間を通じて、かなりの額の補填がなされました。

一方で、このような魚粉の高騰の中で、いつまでもこれに頼ってはいけません生産体制としては弱くなる一方で、とにかくこの避けられない魚粉の高水準の問題を吸収しなきゃならないということで、いろいろ対策を打ってまして、これが右側の下の低魚粉配合飼料の開発の状況ということで、これはいろいろなメーカーもやっているんですけども、なかなか小さなところからちょっと大きくするまではいいだとか、体だけ大きくなって質が悪いだとかいろんな問題があり、なかなか普及していないというのが現状なんですけれども、水産庁でも予算措置をとって、実証事業を行っております。

資料では魚粉比率30%でコスト4%減ということで同じ成長ということを書いておりますが、やはりコスト減が4%ではなかなか普及しないので、ここが魚粉比率30%でコストが10%下がる、このぐらいのことを目安に実証研究を続けております。もちろんこの問題というのは、安かろう悪かろうになると養殖経営体の方が一番困りますので、このあたりを十分注意しながら、成長とコストのバランスを考えながら実証していきたいと思っております。

ということで、対応の方向は、引き続き養殖用配合飼料の価格高騰対策を適切に実施。それと魚の成長とコストがバランスした低魚粉化や配合飼料原料の多様化ということで、配合飼料原料の多様化というところでは、まず今年取り組んでいるのは、消費者にも違和感がないということでチキンミール、これを重点的にまず取り組みながら実証をしているところでございます。

次の38ページでございます。ここも安定的な生産と収益性の高い経営ということで、魚類養殖は、天然の漁獲に比べれば比較的需給バランスがとれやすいのかもしれないんですけども、やはり実態等見ますと需給バランスが崩れて価格が乱高下しているということが実際に起こっております。

例えば、ブリの供給量と魚価の推移を見ますと、やはり23年の秋ぐらいから25年の初めというのは、すごく魚価が二、三割下がりました、非常に大変な問題になりました。地域経済にも大きな問題になりました。

こういうことから、国としましても生産目標数量、池込尾数の削減率を生産数量ガイドラインとして提示するというのを平成26年から始めています。ただ、制限ばかりかけますと、またこれも業界全体の体力を奪ってしまいますし、産業の育成になりませんので、ガイドライン外枠として輸

出の拡大はどんどんやっていただくということで、輸出についても国が力を入れて拡大を目指すということで、全体の底上げをしながらガイドラインの作成の取り組みをしているところでございます。

それから、需要の強い養殖魚種の生産、新たな技術の導入、このことによって経営体質を強化ということで、まず御紹介させていただきたいのは、真ん中のサーモンの海面ニジマスの養殖ということで、もうかる漁業で取り組んでいる讃岐さーもん、これを御紹介したいと思います。

香川県というのは、ブリの養殖が非常に収入の柱、大きいんですが、水温の関係で周年ずっと通じて養殖しているわけではありません。冬場は、カンパチ、ハマチ、ブリ類が成長が悪くなるのでその前に出荷して、空いている時に逆に冬場の水温に適するニジマス、これはサーモントラウトですが、これを養殖するという取り組みをしております。年々増えていきますので、良いモデルとしてぜひこの水産版二毛作がうまくいくことを期待しております。

それから、ブリの早期人工種苗ということも、これも天然ですとどうしても産卵時期の関係から夏場は品質が落ちてしまうんです。それを避けるために、少し時期をずらして人工的に種苗をつくと、夏にちょうどいい品質のブリができ上がって出荷できるということで、年間を通じて商品化しているという取り組みがございます。

そのほかですと、新しい業種としましては、例えば最近のニュースなどではスマ、小型のマグロ類ですね。このあたりを愛媛県や和歌山県などでいろいろ取り組んで、完全養殖に取り組んでやっておりますけれども、これらについても必要な支援ができるのであれば、水産庁としてもぜひ応援したいと考えてございます。

ということで、対応の方向性は、国内向けに需要に合った生産、その外枠として積極的な輸出拡大を目指すということで、消費者ニーズに合った生産物や6次化産業による養殖業の成長産業化を推進。それから養殖生産の多様化、人工種苗の導入など収益性を重視した養殖生産体制の導入。それから、先ほど経営の大規模化、それから企業参入が進んでいるという説明のところがございますが、引き続き今後も既存の経営体の経営力強化を図る一方、養殖業への参入を希望する企業と、地元漁業者や地域の双方がメリットを享受できるよう、両者のマッチングを推進していきたいと、このように考えてございます。

続いて39ページ。これにつきましては、真珠関係ですけれども、本年6月に真珠の振興に関する法律というのが成立しましたので、ぜひ御紹介させていただきました。

真珠というのは、非常に国内でも需要が高まっている商品でございます。真ん中に書いてございますように、これはもう生産者から加工から流通・小売まで多岐にわたって、稚貝、母貝、挿核

手術、いろんな分野の方が協力し合わなければならないということで、この法律の趣旨は、幅広い関係業界や研究機関の連携のもとで、新しい成長産業、カムバック成長産業として真珠産業を推進していくということでございます。

中心となるのは、やはり国産のアコヤ貝、この母貝養殖を基本として推進。今でも真珠はホタテ貝に次ぐ第2の輸出産品でございますが、これについても生産者サイドを基本にしながら輸出の拡大に取り組んでいくという考え方でございます。

続きまして、栽培漁業、サケ・マスふ化放流事業。41ページでございます。

栽培漁業の現状につきましては、栽培センターというのは都道府県、市町村、漁協で140施設、また放流も69種類でいろんな魚種が放流されております。また、資源管理や藻場、干潟等の漁場造成との連携ということで、適切な資源管理、漁場整備とともに種苗放流を行うことで、資源を増殖させているということに取り組んでございます。

また種苗放流は、漁業者と都道府県の負担で実施しております。国の方では、栽培漁業を普及させるということで資源管理とも関連させて、県をまたがって移動するトラフグやヒラメなどの広域種の資源造成の実証などについて支援してございます。

種苗放流量の推移を見ていただきますと、広域種でヒラメ、マダイは平成10年、15年あたりからどんどん減っています。貝類、これは地先の貝類ですけれども、これはホタテが圧倒的に多いのですけれども、総じて比較的安定しているのかなと思います。また、広域種の資源造成の例としてはトラフグが書いてございます。

次、42ページでございます。このような現状の中で、第7次栽培漁業基本方針ということで、平成27年に作成、33年までの7年間行っているということで、今回の水産基本計画の見直しに合わせて、現在の基本方針も見直す考えでございます。

7次基本方針というのは、親魚をとり残して再生産を確保する資源造成型栽培漁業の取り組み、それから先ほど申した県域をまたがって移動する広域種、これについては海域協議会をつくって広域プランを策定、効率的かつ効果的な種苗生産、放流をするということで資源管理と一体的に取り組んでございます。

次の43ページ、これは栽培漁業の課題と方向性ですけれども、地先種、広域種、新たな栽培種ということございまして、先ほど申した地先種についてはホタテ貝のようにおおむね安定しているもの、それからアワビ、ウニは震災の影響もあり、近年ちょっと放流量が減っているものがありますけれども、これは徐々に今は種苗施設も復旧しましたのでこれから増えていくということが期待できるものです。

それから広域種につきましては、放流量自体が減っているものもありますけれども、マダイのようにある程度もう種苗放流の効果が出て、漁獲が安定している種がある一方、トラフグ、ヒラメ、日本海のように放流量と同じく漁獲量も伸び悩んでいるものもあるということで、また栽培漁業を復旧させて広める意味では、やはり従来の栽培対象種に比べて消費者ニーズが高いもの、こういうものを、やはり漁業者からもニーズの高いものを生産、放流することが必要で、そのための技術開発が立ち後れているという現状もございます。

アカムツというのは、有名になりましたノドグロのことです。それからアカアマダイというのも京都でグジと言われている魚です。そういう消費者ニーズの高いものを、これからは技術開発していきたいと考えてございます。

次の44ページの対応の方向性でございます。これも先ほどの第7次基本方針を基礎に推進を一層強化するというところで、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培漁業の推進。それから、広域種については広域プランに基づいて引き続き推進。それから、資源回復が急務な種については、資源管理との連携を一層強化して取り組む。それから先ほど申したアカムツやアマダイなど消費者ニーズの高いものについては、新たな栽培対象種の技術開発を推進するというところでございます。

続きまして45ページでございます。これは課題と方向性で、あと残りの課題を一まとめに入れたものですけれども、環境変化、二枚貝、生産体制ということで、やはり温暖化の影響その他で水温が上がっておりますので、今後は栽培漁業も放流の時期やサイズなど温暖化、水温上昇に対応した取り組みが必要になっていきます。

それから、二枚貝というのはタイラギを初めとしてアサリ、ハマグリです。各地で漁獲が急減しているということで、これについては種苗放流による資源回復が必要です。それから、各種種苗生産施設は職員の減少や高齢化、その他いろいろな問題や困難があるので、共同での種苗生産などの検討が必要ということで書いてございます。

対応の方向は今申したとおり、地球温暖化など環境が変化する中で、環境変化に適応させながら実施していく技術に努める。それから近年、減少が著しい二枚貝の増殖のための技術開発ということで、人工種苗の開発や特に中間育成、ここまできっちりした技術開発に努める。それから、関係都道府県で連携強化、共同種苗生産など。今はサワラで香川県が代表となり11府県をまとめていますが、こういう取り組みをどんどん進めていくということでございます。

続きまして、最後に46ページ。サケ・マスふ化放流事業の現状と課題ということで。サケ・マスもこれも海洋環境の変動等もあり、漁獲量がこの近年、低迷が続いております。放流数がほぼ一定でありますから、回帰率が低下しているわけですがけれども、各地域ともに不安定、減っていると

いう状況でございます。

この原因につきましては、水産研究所の方でもいろいろ分析が行われておりまして、まず一番大事なのは環境の変化等により、沿岸域での稚魚の生存率、要するに川から放流して降海した後、日本の沿岸でしばらくの期間での生存率が非常に悪くなっています。この問題が1つ。それから、統計的に見ると後期群の回帰率。回帰群には前期、中期、後期群とありますけれども、後期に帰ってくるサケからとった卵を放流すると、その帰ってくる率が悪いという問題がございますので、このあたりは必要な予算要求などをしながら、取り組まなければならない課題だと考えてございます。

ということで、対応の方向につきましては、環境の変化に対応した適正なふ化放流による資源の造成を図るための放流手法の開発、それから高品質なサケの放流場所の調査等、ふ化放流事業の広域的な協力体制の構築を目指すということで、対応としてございます。

○漁業調整課長 最後になりますけれども、親水性レクリエーションとの調和、資源管理に対する取り組みということでございます。48ページでございます。

魚種や地域で都道府県が行う資源管理に対する遊漁者の協力も重要であるということでございます。特に、太平洋クロマグロにつきましては、国際的な管理が行われているところでございまして、具体的には30キロ未満の未成年魚の漁獲をみんなできり控えるという取り組みでございます。オール漁業でやっていることでございますので、ここはぜひとも遊漁者にも協力していただきたいということでございます。

では、実際にクロマグロをどれくらい獲っているかというのが左側の括弧の中に書いてございますが、遊漁船と書いてあるのは遊漁船案内業でございまして、乗り合いの船なんかでございまして、これは大体、推定値でございますけれども15.6トンぐらい、そして30キロ未満については6.4トンぐらいということは目処が付いております。一方、プレジャーボートは非常に不特定多数でございまして、アンケート調査等を行いましたけれども、ほとんど回答数が得られなくて推定困難なんです、有識者の意見等から極めて少量だと想定しています。

遊漁におけるクロマグロの資源管理につきましては、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていく、漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えてもらうよう理解と協力を求めていくということございまして、右側のリーフレットなんですけれども、そういったものを遊漁船団体でございまして、都道府県、釣具屋、それからマリーナとかに配布いたしまして、情報発信をしているというような状況でございます。

それから49ページ目でございますが、親水性レクリエーションとの調和、海面利用における調和ということございまして、漁業と親水性レクリエーションの共存を図るためには、当事者間の話

し合いの場を通じた相互理解の促進や問題の整理、ルールづくりが重要です。水産庁としましては、一定のガイドラインを都道府県に対して発しております。都道府県が定める漁業調整規則等で整備推進を助言しているということでございます。

それから、そういった親水性レクリエーションの方々が参画できる海面利用協議会などの協議の場を活用いたしまして、海洋性レクリエーション、遊漁、ダイビング等が協調したルールづくりを促進するというようになっております。

そのガイドラインの中で、まき餌釣りについて触れております。まき餌釣りというのは、漁場を汚すとか若干問題があるわけでございますけれども、一般的に定着してしまっているということ踏まえて規程しています。もともとまき餌釣りというのは、遊漁者はできないと各都道府県の漁業調整規則で規制していたわけですが、実際は先ほど言ったようなとおりでございます。調整規則という罰則がかかることから外して、先ほどありました海面利用協議会であるとか、海区漁業調整委員会などで合意を図って、ルールというか合意のもとに一定の本当に保護すべき海域においてはまき餌釣りは禁止すると、そうじゃないところは開放するというような方向に持っていくように政策誘導しているところでございまして、具体的には右側にマップが描いてございまして、いまだ全面禁止しているのは5県でございます。まき餌釣りが可能、一部規制しているといったような規制緩和したところは残りの県になっております。

それから、海洋性レクリエーションを含めました全国の漁場利用協定数というのは200程度ございます。これはプレジャーボートでございますとか、ヨットであるとか、特にダイビングが多いんですけども、それを漁協の地先で共同漁業権漁場の中で行う時に、一定のルールの中で楽しんでいただいて、そうやって地域の中に融和させていくというような協定ができているのがそれだけの数でございます。

対応の方向性としましては、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえるような環境づくりが必要です。まずはやっぱりクロマグロであるとか、それぞれ地先の重要種で行っているところです。それから、漁業と海洋性レクリエーションの共存を図るため、当事者間の話し合いの場を通じた相互理解とルールづくりを促進する必要があると。そして、遊漁者へのルール、マナーについて理解と協力を求め、調和のとれた海面利用を促進する必要があるということでございます。以上でございます。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明のありました内容につきまして、御意見、御質問を受けたいと思います。先ほどと同じような方式で、事務局からまとめて御回答いただくことにしたいと思います。

す。

なお、本日御欠席の大森委員と遠藤特別委員より、意見が提出されております。資料3-1、3-2として配付しておりますので、先ほど同様に御確認をお願いします。

ただいまの資料で説明が長くなりましたので、当初は12時30分までを予定しておりましたけれども、10分ほど延長させていただくことになるかと思えます。よろしくお願いします。

では、御意見、御質問をお願いします。まずは東村委員。

○東村委員 大変多くの情報量がありますので、私の質問もちょっと長くなってしまっていますが、4つの質問とコメントをさせていただきます。

まず、3ページ及び8ページに関わることですが、中核的漁業者という文言が3ページに出てきます。この具体像ですね、例えば年齢であるとか、収入であるとか、あと漁業種類とか、出身というのは例えば今では親からの継承者ばかりに頼っては当然立ち行かなくなっているんで、8ページのようなことが考えられているということなんですが、なかなか漁業の世帯というか、親族以外からの参入というのはまだまだ難しいということで、それを何とか打開するような方策をもう少し具体的に考えなければならないのではないかということです。

それから、次に内水面遊漁の点で、これはちょっとした、ふと疑問に思っていることなんですが、30ページのグラフですけれども、内水面漁業生産量・生産額のほうですが、平成18年より遊漁者の採捕分が含まれていないためというふうになっているんですけれども、ここには載ってないけれども数が把握されているのかどうかということです。生産額はちょっと難しいかと思うんですけれども、生産量としては遊漁というのは内水面だとかなりの量に上がると思いますので、そこは例えばバーの色を変えてでも入れておかないと、ちゃんとした把握ができないのではないかという指摘です。

それは最後の49ページの、これは海面の親水性レクリエーションにかかわることの文言ですけれども、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえよう環境づくりを推進というものにつながるかと思えます。

次に輸出の関係で、これは7ページにサンマの輸出の話が少し出てきます。アジア向け加工品、EU向けホタテ輸出の中に、根室市がサンマのベトナムとかタイとかシンガポールへの輸出促進を行っているということなんですが、今サンマは私たちの目に触れるものはすごく高くなっているんですが、これは今、現状どのような状況になっているのか、また今後、これはあくまで加工用として安いサンマが流れているのかなと理解して読んでいるんですけれども、今後の方針ですね。これだけサンマが獲れにくくなっていく中で、サンマに関して言えば、また別のことを考えなければな

らないのか。

あと、もう一つ輸出に関して言えば、養殖のほうで38ページに挙げられています。特に対応の方策として、国内は見合った生産、外枠として輸出拡大ということなんですが、ちょっとサーモントラウトの例を出しますと、例えば福井県なんかでも最近福井サーモンというものの養殖を始めたりにして、それもやはり東南アジア市場を狙ってということを知っているんですが、いろんなところでいろんなサーモンが、いろんな名前をつけて売られて、そしてサーモントラウトだけではないんでしょうけれども輸出を目指していると。そうすると、輸出先で競争を起してしまうとあまり意味がないと思うんで、そこは日本サーモンとか、ちょっと名前のセンスが私にはないのですけれども、何か日本ブランドとして売っていくようなことをしたほうが、輸出方策としてはいいのではないかとこの考えを私も持っています。ほかにも持っている方はいらっしゃると思いますし、いや、そうじゃないんだ、うちのは特別すばらしいから別で売るんだというお考えの方もいらっしゃると思いますが、そういうコメントです。

最後ですけれども、沖合漁業の船の隻数がちょっとこれ全部まとめてなので、徐々に減ってきているものと、何かもう下げ止まったのかなというものがござります。日本の需要も減っている、海外に輸出するという手もあるんですけれども、大体このあたりで均衡していくのかなというふうに見られる漁業もあるのかなと考えました。船の古さを考えると、もうちょっと何とかしなければならぬと思うんですけれども、これについてもまとめて全部通してのコメントなのでじっくりしていますが、このままゼロになるような状況では困りますけれども、例えば大中型まき網なんかは、今ただ目に入っただけですけれども、この86隻ぐらいでずっといけばいいんじゃないかというところのかなと感じました。その辺の解釈部分があればいいかなと思いました。

ちょっと長くなりましたが以上です。ありがとうございます。

○馬場部会長 関特別委員、お願いします。

○関特別委員 関と申します。私も4点ほどあります。まず2ページですが、大森委員も同様なことを書かれてましたが、沿岸漁業というのは、大規模な関連産業の集積につながるものが必ずしもなじむかという、そうでもないと思うので、これをあまりに前面に出すとちょっと誤解が生まれるかなというふうに思います。

むしろ、沿岸漁業やその周辺の取り組みというのは、例えば漁家の女性たちの起業活動などを見ても、小規模で堅実な活動がたくさんあることに価値があるような気がします。例えば地元の主体性とか、小回りがきくとか、身の丈にあっているためにリスクが低いとか、そういう価値です。ですので、そういう点をもう少し前面に出して評価できないものかというふうに感じました。

それから、同じページですが、漁労支出の増ということで経費がかさんでいる、この中身としては燃油が主ですよというような御報告を今受けたわけですが、もう随分前からこういう話はされているわけで、燃油という1つの原因がわかっているわけですから、そろそろそのことについては具体的にこういう対策をしていて、こういう課題があるとか、ちょっと踏み込んだ記述があってもいいのかなというふうに考えました。

3点目ですが、浜プランの事例がいろいろ出てきていて、それぞれの地域が努力されているということがよくわかるのですが、この事例を見ていると、それぞれの地域は今後のあるべき姿、つまり目標があってプランをつくっていると思うんですが、その目標設定、こういう姿になるためにこういうことをして、こういう体制で、こういう取り組みを進めていくというような、その目標設定のところをもうちょっと明確に示してほしいなというふうに思います。まだ、今プランをつくっている段階ですが、後々、プランを実践していく中で、きちんとそのフォローアップをしていくというような筋道を見せるということも大事かなというふうに思いました。

最後に23ページですが、日本人の乗組員の年齢構成のところ、平成25年、27年というのは、40歳未満の構成員としては20代の若手の人たちが入ってきているということを示しているのかなと、このグラフを見て思ったんですが、そういう層が入ってきているのだとしたら、何らか実施している取り組みがあって、その成果の一端として言えることがあるのであれば、取組の内容や成果、その課題ということ載せていくと、やるべき施策というものが少し具体化されてくるのかなというふうに思いました。以上です。

○馬場部会長 浜田委員、次が菅原委員をお願いします。

○浜田委員 浜田でございます。まず私は、37ページの魚粉飼料の問題のところについて、最近、日本の養豚業界が地域のスーパーマーケットと提携をして食品廃棄物、まだ食べられる食品ロス、これを有効活用した飼料を開発して豚に食べさせるようにしたところ、飼料の仕入れが減りますので、豚の成育における原価が下がったという生産者のメリットがあり、地元のスーパーでは食品の廃棄量を減らすことができたという双方の課題の解決と、そもそも売れ残りや期限切れということで本来食べられるはずのものを餌として利用しますので、豚の肉質が上がったという事例があります。

第1次産業という大きなくりの中で見たときには、この豚の取り組みというのは非常に大きなヒントになるのではないかと思います。本来食べられるものですので、飼料の開発といった点でも、輸入の魚粉を使うことよりもコストの低減にもなりますし、地域の食品の廃棄物を減らすという取り組みにもつながるのではないかと思います。

次が38ページです。ここでブリ類の養殖につきまして、ブリ類というのは脂が乗っているもののほうがよいとされているのですけれども、最近はいわゆる私たちが旬だと言っている以外の時期の魚の有効活用について、その間が一番魚価が低いので、その時期の魚価を高めるための取り組みというのを、私も今、新宿調理師専門学校というところで教鞭をとっておりますので、半年の授業の中に取り入れて旬と言われる以外の時期の魚の魚価を高めるための、新たな使い道の提案というのをさせていただいております。

その中では、サンマを例にしますと、例えば4月、5月、6月ぐらいのサンマというのは脂は乗っていないのですが反対にさっぱりとして、この走りのサンマというのは、お魚好きの通の間では知る人ぞ知る珍味でございます。ですので、飲食店にとっては、脂の乗っていないサンマというのは、仕入れの原価が非常に安い割に珍味として高く売れるということで、利益を高くとれるものでもありますし、漁業者さんにとっては売れない時期にサンマが動くということで、本来収入が見込めなかった時期にサンマを仕入れてもらえれば、それで収入にもつながるといふ、双方の課題の解決にもつながっていくと思いますので、新たな使い道の提案、それから新たな価値を見出していくという作業がこれから必要なのではないかと思います。

それから39ページの真珠の養殖です。これは水産庁の皆様にもぜひお願いしたいことなのですが、私はこの水産政策審議会の委員に任命される前からファストフィッシュ委員会の副委員長もさせていただいておりますし、毎月何度か水産庁のほうに登庁させていただく機会を得ております。そのたびに毎回、本真珠のネックレスとイヤリングをして参るようになっておまして、水産庁の中を歩いておますと町中を歩くときよりもはるかに何十倍も、本真珠すてきですねとお声をかけていただく機会が多いです。というのは、真珠の養殖をしていらっしゃって、本真珠と偽物を見分ける目を持った方が、いかに沢山この水産庁の中を歩いていらっしゃるかということなんです。

ですので、真珠の養殖が落ち込んでいますということであれば、ぜひ水産庁の皆様こそ本真珠を身につけていただいて、その振興に役立てていただくというふうにしていただければ、中を歩いている漁業者の皆さんが、「ああ、水産庁の皆様も本真珠を愛用してくださっている」と、ますます頑張ろうというやる気につながっていくと思います。

何かこの水産の低迷をがらりと変えてくれるようなカンフル剤というのは、今のところないわけでございますので、漁業者の皆さんの喜びに繋がるような、うれしいと感じるような、何か作ったものを食べてくれる人がいるとか、作ったものを使ってくれる人がいるとか、そういった漁業者の皆さん一人一人がうれしいという瞬間を増やしていくという長い取り組みが振興につながっていくと思いますので、この3番目は私からのお願いでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思

います。

○馬場部会長 次に、菅原委員お願いします。

○菅原特別委員 菅原でございます。浜田先生、どうもありがとうございます。私は真珠に携わっている者なので、非常にありがたい言葉をいただきました。

私からも質問と言いますか聞きたいことがあるんですが、39ページなんですけれども、真珠養殖及び関連産業の振興というところで、さっきの説明では真珠振興法ができたので紹介をさせていただきますということを言われたんですが、紹介で終わるのではなく、ちゃんときっちり課題、また方向性をこの中で文言として入れていただきたいというのが私の意見であります。

今、近々の課題としては、母貝不足というのが課題としてありますので、そういったこともきっちり盛り込んでいただければありがたいのかなと思っております。

そしてまた、さっき浜田先生が水産庁の人間も真珠をつけなさいというふうな意見もいただきましたが、私も愛媛が地元で宇和島市なんですけれども、宇和島市では常日ごろ真珠を身につけましようという取り組みで、パールビズという取り組みをしております。市の職員は、約9割程度の人間がいつも真珠を身につけているという状況です。それが今、県の水産課にまで波及してしまして、水産課の人間も、今ほとんどの人間が真珠のバッジをつけたりだとか、ペンの先に真珠をつけたりだとかというパールビズ運動に取り組んでいただいております。私が県庁に行くときは嫌らしいぐらいつけているわけなんですけれども、水産庁の人間は私が来ても誰もつけてないというようなことがありますので、今後そういったことも考えていただければと思います。よろしくお願いします。

そして、最後のページなんですけれども、49ページの一番下の対応の方向性の中で、遊漁者等へルールとマナーについて理解と協力を求め、調和のとれた海面利用を促進とあるんですけれども、この文言をもうちょっと厳しい文言に変えていただきたいなど、もっと取り締まるんだぞというような文言に変えていただければ、我々、漁師または漁業者としてはありがたいと思います。

特に、瀬戸内海の人間と私はよく話す機会が昔あったんですけれども、その中でやっぱり瀬戸内海の漁師が、禁漁というか釣りを禁止しているところで平気でプレジャーボートの人間がいて釣りをすると。そういったことをやっぱりきっちり取り締まっていたいただきたいということをよく私は聞かされてしまして、水産庁にも数年前によくそういったことを伝えてはおったんですけれども、場所で言いますと魚礁を入れたところにプレジャーボートがつけて、その真上で釣りをするというような、そういうことを平気で遊漁者の方がされるので、そういったところをきっちり取り締まるというようなことも、今後盛り込んでいただければなと思います。以上です。

○馬場部会長 ここまでで事務局より御回答ありますでしょうか。

○企画課長 すみません、沢山ございましたので、分担して答えさせていただきます。

私のほうからは、資料8ページの図の中の中核的担い手というところのイメージというのがよくわからないという御質問がございました。かつ、その出自の部分ですね。後継者というのがなかなかうまく集まらないのであれば、ほかからも呼び込む必要があるかもしれないのだけれども、そこがどのような形で集まってくるのかといった問題も含めて、そもそも中核的担い手というのは、前回、御議論いただきました施策を重点化するべき担い手の中の一部だと考えております。

前は、効率的かつ安定的な漁業経営を目指して経営改善に取り組む漁業経営体というのが、2013年漁業センサスペースで大体2万2,000経営体ぐらいあるということで、それが我々として施策を集中させるべき対象であります。これらが発展的に経営を拡大、あるいは効率化していくことによって、水産基本法に規定されておりますような効率的かつ安定的な漁業経営体になっていきます。このような効率的かつ安定的な漁業経営体というのが、資料で言う中核的担い手に該当するのではないかとこのところでございます。

ただ、こちらは先生がおっしゃられたとおり、具体的にどういう道筋でこのような経営体へ発展して行くのかということについては、浜ごとにいろいろ担い手のあり方はあると思いますので、それらを出来るだけ具体的に研究させていただいて、基本計画の中に反映させたいと思っております。

○漁業調整課長 漁業調整課長でございますけれども、沿岸漁業の部分につきましてはいろんな施策が複合しておりまして、今回のペーパーには書ききれなかった部分というのが相当あるということでございます。

関委員からありましたとおり、書きぶりがもうちょっと評価されることを前向きに書いたほうが良いというのも、本当におっしゃるとおりでございます。淡々と事実関係を書いたわけございまして、平成27年度の水産白書に記載があるのをそのまま書いたものでございます。確かに関連産業の集積にはつながらずともという記載が、何か非常に沿岸を後ろ向きに捉えるような印象が出るというのも確かにそのとおりだと思いますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それから、あともう一つ、東村先生の方からありました、沖合漁業の隻数、これは下げ止まりなのかというような趣旨のお話でしたが、沖合漁業も遠洋漁業も指定漁業などの大臣許可漁業になっておりまして、来年実施するのですけれども、大臣が許可すべき隻数というのを公示して申請を募り、実績者優先に許可をしていくという仕組みでございます。5年間有効期間があるんですけれども、その間、廃業があった場合は、場合によってはそれをほかの船の大型化、建造するときの大型化に使うというシステムがございます。一方で、廃業した隻数が途中で復活するという

ことは現実的にはありません。一斉更新のときには、その前のときまでの隻数を公示して行いますので、今の状況だと隻数はずっと減り続けるというのが、この指定漁業の許可の仕組みでございまして、ずっと減っていつているということです。

片方で、やめた船が例えば300トンあるとしますと、その300トンを代船するときに別な船の大型化に活用するというような仕組みがございまして、これはなぜかと言いますと、日本の漁業管理において、漁獲能力というのをあらわすのが船の大きさであるというように漁業制度が仕組みられておまして、合計の総トン数を維持ないしコントロールしながら、資源とかへのプレッシャーを調整していくというシステムになっていますので、そういった結果になります。

隻数は構造的にふえるというのは、増隻公示をしない以上ふえない仕組みになっておりますので、基本的に右肩下がりになっていつてしまうということでございます。

下げ止まりかと言われると、最初の沖合漁業の10ページで説明しましたとおり、TACを獲り切っておりませんので、資源的には理論的には余裕があるわけなんですけど、ただ漁業の経営というのは獲る量、資源の量だけではございません。それぞれの漁業者がきちんとした価格を出して経済的に成立するということが重要でございますので、そういった観点から、今後も急激に隻数を増やすような公示をしてやるということは余り考えられないというように思っております。

あと、関委員から乗組員の新規参入の話がございました。遠洋マグロ漁業のところでは書かせていただいた乗組員の確保、育成についてのところで、確におっしゃるとおりでございまして、特にカツオ船とかは新規参入、若い人たちが参入してきております。実を言うと、カツオ船もそこそこ経営は良い船が結構いて、そういったところには夢を持って参入してくれるところがございまして。

あと、マグロ船につきましても、特に気仙沼地区でございまして、遠洋マグロはえ縄船の新規若手の日本人の乗組員の確保のため、非常に丁寧な対応をしております。初めて洋上に行ったときに、インマルサットのメールなんですけれども、毎日どうだったというようなことを乗組員が船の中で孤立しないように、船主組合がずっとフォローしたり、乗り込む前にトレーニングを組合の中でやらせたりと、いろんな工夫をしております。

そういった取り組みが実ったところについては、新規参入も来ています。ただ、オールジャパンとしまして、まだまだそういうリクルートのものが足りていないというのは業界も認識しております。そういった新しく参入してきてくれた方々に海技士の高位の資格を取ってもらって、士官に育てていこうとの機運が出ておりますので、全日本海員組合とか労働組合とも話をしながら、そういったところを進めていくというのが今後の課題だということに遠洋漁業の業界の方々には話しておられました。

あともう一つ、菅原委員からございました、一番最後のところの親水性レクリエーション。49ページの遊漁者等へのルールやマナーについて理解と協力を求め、調和のとれた海面利用を促進、これについて捕まえてくれ、取り締まってくれという話がありました。

漁業者の方々が魚礁のある水域、魚礁があるところを大事に資源管理しながら使っているということはあろうかと思えます。いろんな形態でそれを制限したりしているわけなんですけれども、1つは築磯漁業権という漁業権を設定して、そこへ別の人が来て獲ろうとするのを排除するという、漁業権のシステムで排除するということがあります。

それから、そこを特定の禁止区域として設定して、漁業調整規則で直接の罰がかかるような仕組みにすれば違法行為となります。

あと、ほとんどは漁業者の皆さんの自主ルールなんです。新たに魚礁を設置したところについて、自分たちで例えば漁協の一本釣り部会みたいな方々が、そこを自主的に何月何日から何月何日までには獲らないようにしようというような自主取り決めなんです。ですから、遊漁の人たちがそれを知らずに、知っているのも半分あるのかもしれませんが、釣りをしても違法じゃないものだから捕まえることはできない。要するに違法行為ではないんです。

だから、基本的にはここは自分たちの魚礁として設置した部分であって、大事に使っているところだからということで、話し合いの場を設けるなどして対応していくというのがまず第一歩なものですから、こういう記載の仕方をさせていただいているところですが、やはり捕まえるためには制度的に禁止行為というような仕組みをつくらなければいけませんので、そこは必要に応じて順を追ってそういう形に持っていくということになろうかと思えます。

○栽培養殖課長 それでは養殖関係について、御説明申し上げます。

まず、東村委員からいただいたサーモンの輸出の拡大の件でございます。先生御承知のとおり、御当地サーモンというのは本当に各地で起きているんですけれども、やっぱりまだ輸出と関連づけるほどの数量がまだ伴っていないと。日本で言えばギンザケをサーモンとしますと、ギンザケは1万トン以上ですけれども、そこから下が全然なくて、サーモントラウトの今の御当地はどこもほとんど100トン以下ということで、これから伸びていく中で輸出を拡大、その中で恐らくオールジャパンの取り組みみたいなものもアジア向けにまとまっていくのか、このあたりはだんだん話が煮詰まっていくのではないかと思います。大事な指摘でありありがとうございました。

それから、浜田委員が御指摘の食品廃棄物の利用。これは非常に大事なポイントでございまして、我が方も全国海水養魚協会と養魚飼料協会、そしてこの廃棄物の問題だと日本フィッシュ・ミール協会さんとか、いろんな業界の方とこの問題について今、勉強会をやっておりますので、ぜひこの

食品廃棄物の扱い、これも検討させていただきたいと思います。

それから、ブリについて新たな価値、旬以外の有効利用。確かに最近のニーズとしましては、決して脂が乗ってるだけではなくて、やはりあっさりしたもの、匂いが薄いもの、いろんな匂いつきのブリもいろいろ売り出してございます。その点も含めまして業界とよく検討させていただきたいと思います。この問題も重要な点で、ありがとうございました。

それから、浜田委員と菅原委員の真珠の御指摘、叱咤激励ありがとうございました。ぜひ真珠、ますます頑張りますのでよろしくをお願いします。言葉が足りませんでしたけれども、基本計画を議論する今回の資料に真珠産業の振興を含めたということは、今度の水産基本計画には真珠のことに触れるという意図表明でございますので、よろしく願いいたします。現在の基本計画には真珠に触れていないと思いますので、明記したいと思います。

それから、真珠振興法の関係でいきますと、これも国が基本方針をつくるというのが盛り込まれており、今回の水産基本計画に沿った形で基本方針をつくるという手順を踏ませていただきますので、来年4月、基本方針を作成いたします。それについては、今日御指摘いただきましたが、今後様々な御指摘、御意見を伺って、関係業界、各県等を含めて、新しい成長産業に向かう真珠産業の基本方針を作成してまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

○内水面漁業振興室長 内水面でございます。

東村委員から御指摘のありました、内水面の遊漁者の採捕量ということでございますけれども、すみません、統計としてはございません。18年度以降の統計はございません。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長です。ちょっと補足させていただきますが、予算縮小というようなことで全国的な統計といったものはございませんが、幸い内水面は閉鎖性の強い河川ということなので、河川ごとというようなことであれば、それは例えば遊漁券の販売ですとか、あるいは漁協による聞き取りとか、こういったことで遊漁者がどれだけ獲っているかといったものを把握しているところはございます。

こういった河川ごとの数量をもって、河川ごとの管理といったものは、今やっているところでございます。

○馬場部会長 あと少し何名か。では、中田特別委員、千葉特別委員、久賀特別委員の順番で。

○中田特別委員 10ページです。ここにE E Zと、それよりも外とまたがって分布する資源について、外国漁船との競合という形で書かれています。これについては、こういう課題として書かれていますけれども、これに対してどう対応するかというところを遠洋資源になるのか、沖合資源になるかというところはちょっとわかりませんが、しっかり書き込んでいただきたいと思います。

特に、科学的なデータに基づいて適切な管理手法というのを提案して諸外国を主導するという点と、サステナブルだという発信に努めるという両点を入れていただきたいと思います。

それからあと、地球温暖化という記載が幾つかありました。地球温暖化と言ったときには、100年間で1℃レベルの上昇です。実際、水産資源との対応関係がよく見られるのは、その上昇に乗った、気候変動に伴って急にぼんと1℃、2℃上がるような現象です。ですので、地球温暖化等、あるいは両方交えた形の気候変動という形で書いていただけるといいかと思います。細かい話です。

それからあと、42ページです。栽培漁業の現状というところで、再生産を確保する資源造成型栽培漁業の取り組みを推進しているということが書かれております。ぜひ、評価というのをきっちりやっていただいて、PDCAサイクルを回すというのを今後の計画の中に書き込んでいただけるといいかと思いました。

最後はお願いです。先ほど、中核的担い手を位置付けという記述が3ページのところで言われていましたけれども、私が今所属している水産大学校では、生徒たちに「水産分野の」中核的な人材になれるように指導しております。ぜひ、そういう教育の部分も書き込んでいただけるとありがたいかと思いました。以上です。

○馬場部会長 千葉特別委員。

○千葉特別委員 全釣り協の千葉ですけれども、遊漁者を代表して一言、言わせて頂きます。先ほどいろいろ遊漁者の問題、取り締まりとかありましたけれども、まさにそのとおりで、私ども全釣り協では、そういった不法な釣りをしないように啓蒙活動を行っています。それで全国に海面では2,000人以上の資格者が釣り指導及び、環境保全といったことに取り組んでいます。それから1,500人以上の方が内水面の方でも、環境保全、及び、ルール、マナー、そういったことを水産庁の指導を受けながら指導させていただいています。

その他、遊漁船等の安全講習会についても、水産庁の指導を受けながら講習会を行っているわけですけれども、その中で海に関する法律、あるいはマグロの先ほどの問題もありましたけれども、こういった問題も指導しております。

ただ残念ながら、遊漁者というのは日曜日にちょっと釣りをする方も、それから専門的にそれを職業としている釣りの方も、全て含めて遊漁者という一くくりになっていまして、違反行為をする方というのは、そういう私どものような会に属さない方が非常に多いということで、残念なことです。遊漁団体としてそういった取り組みをしていることを、ぜひ一言入れていただくと、私どももそうした活動に一層力を入れていけるのではないかと思いますので、ぜひお願いします。

それから、もう一つは内水面漁業ですけれども、内水面漁業の大半は、収入のほとんどが遊漁者からの遊漁券収入なんです。それで内水面漁業の経営が悪化している要因の一つに、遊漁料収入が減っている。いわゆる遊漁者が減っている、あるいは遊漁券を買わないで釣りをしている人がいるというようなことがありますので、ここの漁業組合の経営の悪化のところに、遊漁収入の減少と具体的に少し入れていただいたほうがいいのかなと思います。以上です。

○馬場部会長 次、久賀特別委員、お願いします。

○久賀特別委員 久賀でございます。養殖経営の施策に関して、1点だけ意見を述べさせていただきます。

魚類養殖は、非常に経営が厳しい状況が続いていると思うんですけれども、それを克服するために全国各地でさまざまな取り組みが行われておりますが、1つの方向性として規模拡大というのが目指されていると思います。この規模拡大の中身は、統計などを確認しますと、ある程度、規模の大きいところ同士の合併が中身のようです。

その一方で、養殖経営体は零細な経営体がまだまだ多くあるという状況だと思います。ブリ類なんかでは、全体の経営体数の6割が1億円以下の零細な形態であると。その零細な経営体の中には、経営がうまくいかず、端的に言ってしまうと廃業せざるを得ないような形態というのが多く存在するんですけれども、問題は負債を多く抱えてしまっているがためにそういったことができないという状況があります。

そこで申し上げたいのは、そういった経営体の整理をスムーズに行えるような政策的な仕組みというのは考えられないかということです。これらの経営体の整理、再編が進めば、生けすの数が決まっている中で、残存経営体の規模拡大はよりスムーズに進みますし、生産力も維持できると思います。こういったことは、市場原理だけに任せていては非常に時間がかかってなかなか進まないと思いますので、こういった計画、5年、10年先を見据えた計画の中で、うまくいっていない形態の整理、再編が進むような何らかの環境づくりといったようなことを、施策として考えていくことはできないのかなと思っています。以上です。

○馬場部会長 平野委員と、あと長瀬委員、佐藤委員ですね。

○平野委員 平野でございます。真珠が出ましたので、今回の白書の特集に、世界とつながる我が国の漁業とありますから、コラムでいいんですけれども、サンゴについてもちょっといろいろ争いの種になっているようなことがあります。資源管理にも大きな影響がありますので、できれば取り上げていただけたらなというふうに思います。

それから、浜プランについていろいろ消費者として非常にうれしい成功例が出ていますので、そ

れをたくさん漁協の方に知っていただいて、こういうプランが日本国中たくさん出ただけけるように願っております。

それから、細かいことなんですけれども14ページなんですけど、大中型まき網漁業で、取り組みの内容として出荷形態と販路開拓、これは同じ文章が書いてあります。これはちょっと、どこを出荷形態としてメインで出しているのかと、販路開拓は例えばEU輸出取扱船の登録を受けるとかというふうにして、分けたほうがよろしいのではないかというような細かい点ですが、付け加えさせていただきます。以上です。

○馬場部会長 長瀬委員、お願いします。

○長瀬委員 長瀬です。31ページ、内水面資源の維持増大について記されていて、カワウを平成35年までに半減ということがうたわれています。これはとても大切なことです。内水面漁業は栽培漁業権ですから、稚魚や親魚放流を行っていますが、カワウの食害は大きな被害をもたらしています。このことは漁業組合の存続も左右するくらいの実状です。あと、内水面資源の維持増大を図る方向性の中に、内水面振興法に基づいた国策として内水面の放流事業に何らかの形で力を貸していただくことができないかということが一つです。

それと、漁場環境の保全ということでは、私の所属する北川漁協で平成12年から水源の森づくりを行っています。樹齢が30年から70年という雑木林を、河川流域に534.4ヘクタール保全しています。あわせて河川に親しむことによって、川を守る意識の芽生えを願った施策として、組合員や遊漁者・企業局職員と一緒にデッキブラシで石の表面をこすってアユの餌が付きやすくする活動「マイストーン作戦」、川面から乱舞するホタルを眺める「川舟ホタル鑑賞会」、「河川環境保全河川清掃マスのつかみ取り大会」、「伝統漁法アユのチョン掛け大会」、「ふれ合い魚釣り大会」等を行っています。これらの活動で年間2,000名ぐらいの人々を川に誘っています。水に触れ、川に入り、川の素晴らしさや自然の大切さを理解していただくという取り組みを続けています。

この5年間の策定の中身は、内水面について本当によく研究されて出していただいていると思っています。この方向性で今から研究されて、良い結果が出ることを願っています。内水面が豊かであることは、海面が豊かになるということです。内水面があって海があるのだと思っています。私たちが山を守ることにより、環境資源としても確立されてくると思っています。豊かな環境は環境資源でもあるということは皆さんよく御存じだと思います。生物多様性の保たれた河川は内水面漁場だけでなく、レクリエーションの場としても需要が多く、多岐にわたる活用が求められています。私は内水面ってすごく大事だと考えています。皆さんも内水面に少し目を向けていただけたらありがたいと思っています。以上です。

○佐藤委員 佐藤です。20ページの遠洋漁業の現状と課題です。

遠洋漁業のところ、かつて4割を占めていたものが、200海里水域の設定というようなことで1割程度まで低下したと書いてあり、そのとおりだと思います。ただ、海外で漁場が狭くなっていく中で、日本が努力してきたこともあります。思いがけないところに日本の資金でできたという漁港があって、現地で非常にありがたがっていただいているものに出会ったときに、もっとしっかりとアピールしていいことではないかと思いました。

この水産白書は、普通の日本人の方が見るものです。日本がここまで国際協力をしているということは、外務省系列のものでは事例をよく見かけるのですけれども、水産分野については、白書ではほとんど見かけません。本当に多岐にわたって、長い時間をかけて行われてきたことですので、目的が漁場確保で遠慮があるのか、積極的に言われてこなかったこともあろうかと思っています。しかし、ここからは本当に打って出るぐらいに、過去のことも現在のことも書かれたらいいのではないかと考えております。

これからは漁場確保ということだけではなくて、国際協力に向けてこれだけ日本の漁業が努力して、それが日本の遠洋漁業の発展や、前向きな道につながるんだという書きぶりやデータがあったらいいんじゃないかと考えました。

それからもう1点、外国人の船員さんがたくさん乗っているという現状がある中で、その人たちの顔が見える形、例えばどんな国の人が、どんなふう何人ぐらい乗っているかについても記載があると良いと思います。日本人船員とともに働く人たちなので、トレーニングも業界でされていると伺っております。日本人船員だけを対象にした水産白書では、もはや済まないのではないかと思いますので、どの国から、どの漁業種類に何人ぐらい就業されているか、どこかに記載されるような水産白書であってほしいと思ひまして発言いたします。よろしくお願ひいたします。

○馬場部会長 時間がありませんけれども、もし御回答されるものがありましたら、いいですか。

まだ御意見があろうかと思ひますけれども、時間の都合もありますので、質疑はこのあたりで終えたいと思ひます。御意見をまた事務局のほうにメール等でお寄せください。

それでは、事務局から報告事項がありましたら。

○企画課長 恐れ入ります、事務局より報告事項を報告いたします。

本日は御審議ありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局にて水産基本計画の骨子案をまとめていきたいと思ひます。

今、最後のセッションでも水産白書に関する御意見もいただきました。いただいた御意見は水産白書の取りまとめで活用させていただきたいと思ひしております。

今後の企画部会の日程ですが、次回の第64回については10月14日金曜日、午後1時からの開催を予定しております。お忙しいこととは存じますが、御出席のほど、お願いいたします。

また、企画部会として水産基本計画及び平成28年度水産白書の審議のための現地調査を実施したいと考えております。既に委員の皆様、特別委員の皆様には御都合の確認をさせていただいている最中ですが、確定次第、日程等を御連絡させていただきたいと思っております。

本日は説明等が長くなりまして時間が延長いたしました。御多忙の折、本当に申しわけございません。本日は貴重な御意見、御指導をいただき、誠にありがとうございます。

事務局からは以上でございます。

○馬場部会長 では、以上をもちまして本日の企画部会を終了させていただきます。ありがとうございました。